

# 39 施設における感染性胃腸炎対策について

感染症対策課

# 施設における 感染性胃腸炎対策

千葉県保健所感染症対策課



この資料は、令和7年9月11日に千葉県健康危機管理課が実施した「社会福祉施設等を対象とした感染症予防講習会」において説明した資料を一部改変したものです。

# 本日の内容

- 目的
- 感染対策の基礎知識
- 感染性胃腸炎とは
- 発生時の対応
  - 汚染時の現場対応
  - 情報の整理・共有
  - 行政への報告
- 日頃の準備
  - 汚物処理セットの作成
  - マニュアル等の整備
  - 健康観察
  - 情報管理
  - 研修等の実施
- 最後に

# 目的

感染性胃腸炎を拡大させないために

- 発症者が出た際の適切な対応
- 日頃から出来る準備

# 感染対策の基礎知識

## 感 染

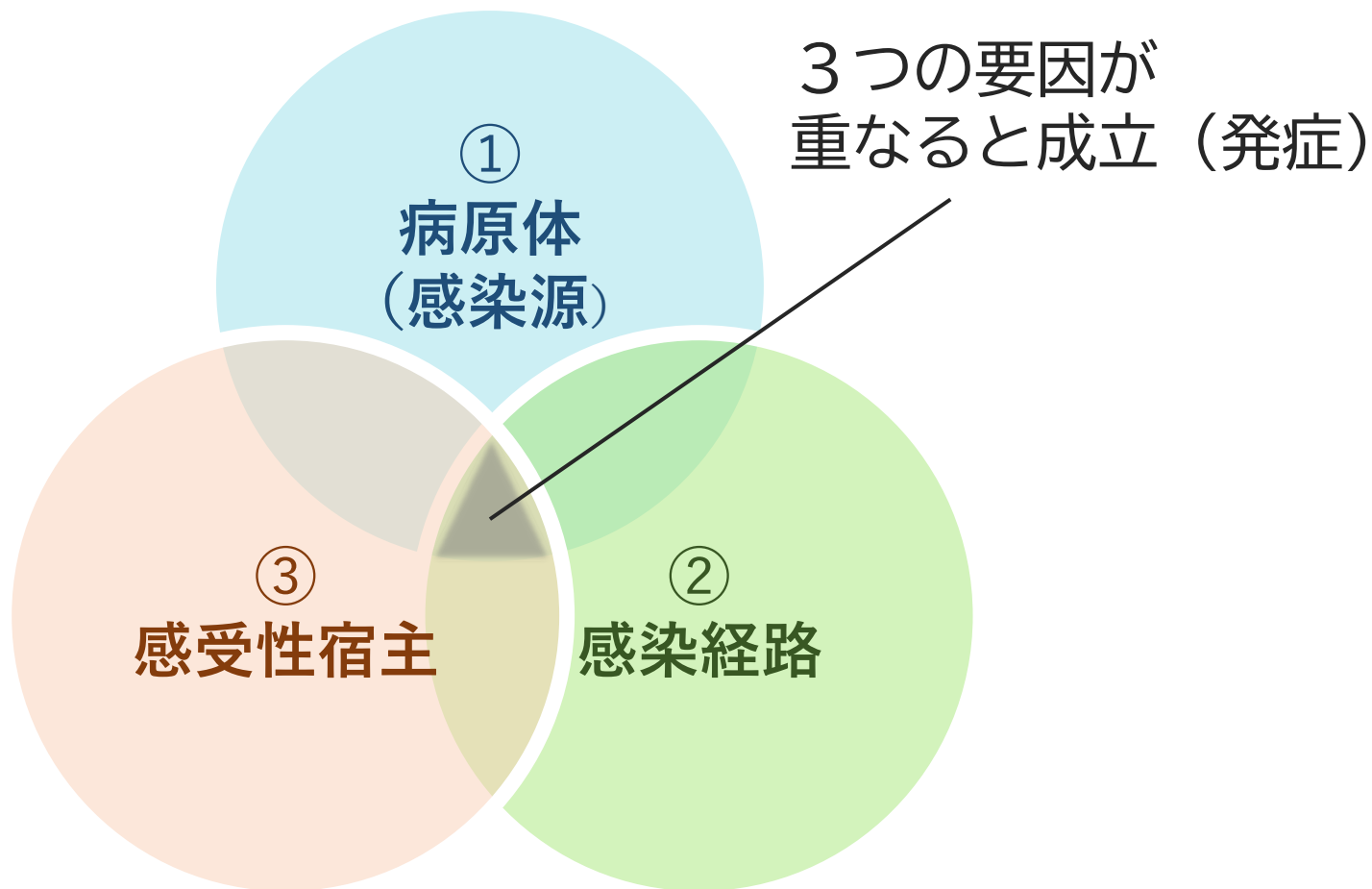
環境中の様々な微生物のうち、病気の原因となるようなウイルス、細菌、真菌等が宿主となるヒトや動物の体の中に入り、臓器や組織の中で増殖すること。

## 感 染 症

感染した結果、発熱や下痢などの症状が出て具合が悪くなること。

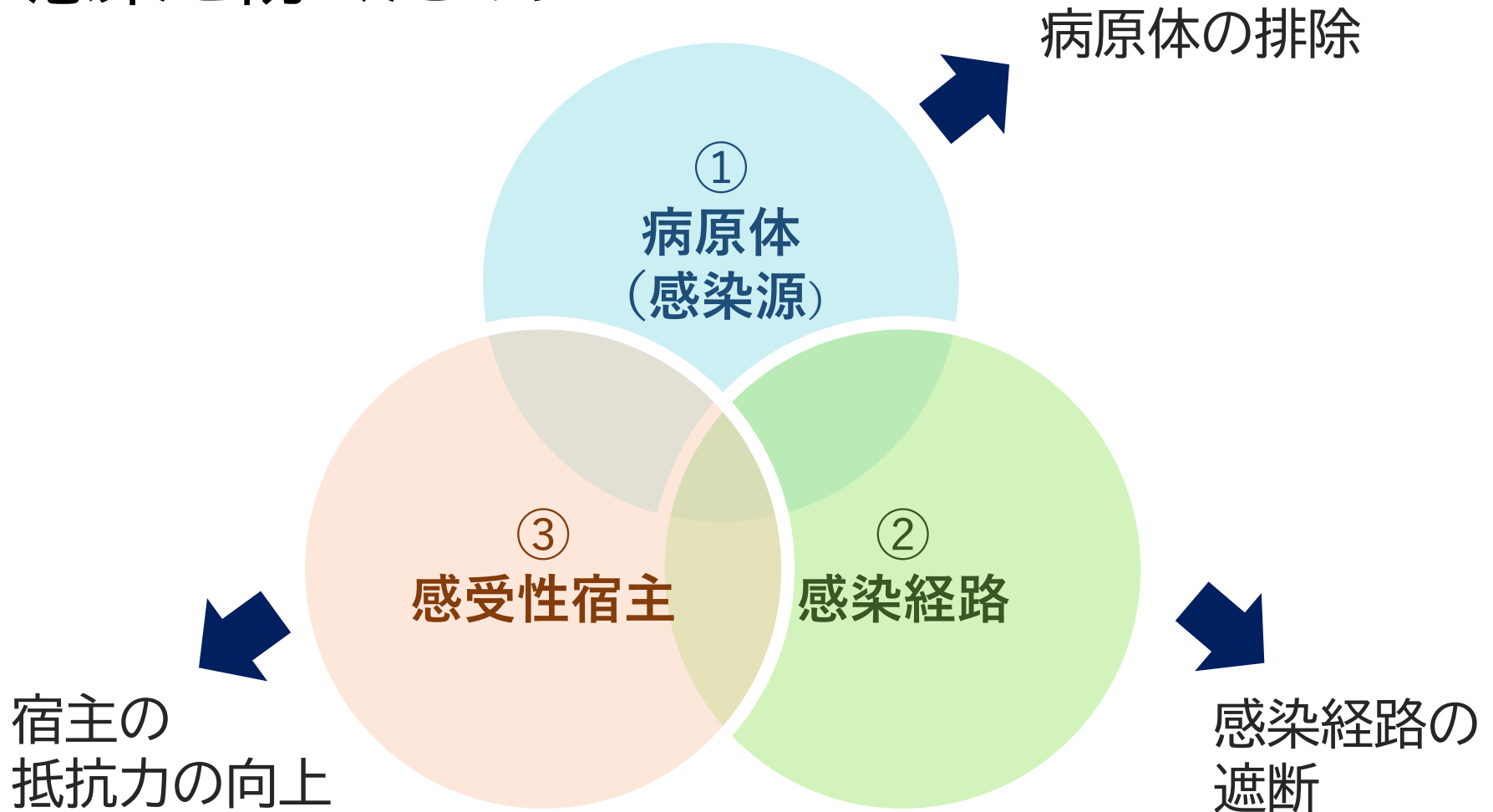
# 感染対策の基礎知識

## 感染症が成立する要因



# 感染対策の基礎知識

感染を防ぐために



# 感染性胃腸炎とは

- ウイルス、細菌などに起因する嘔吐、下痢、腹痛等の総称

- 感染経路と対策

- 食品媒介又は水系感染

- 病原体に汚染されている食品等の飲食により発症

- 食中毒予防の対策

- 接触感染

- 発症者の糞便や吐物に触れた後に発症

- 集団生活の中で飛沫や手を介して感染し発症

- 人から人への感染を  
予防するための対策

# 発生時の対応 - 汚染時の現場対応 -

## 施設内で嘔吐してしまったら

早く嘔吐物を  
どかさなきゃ...

周りの人を  
避難させる？

着替えさせる？



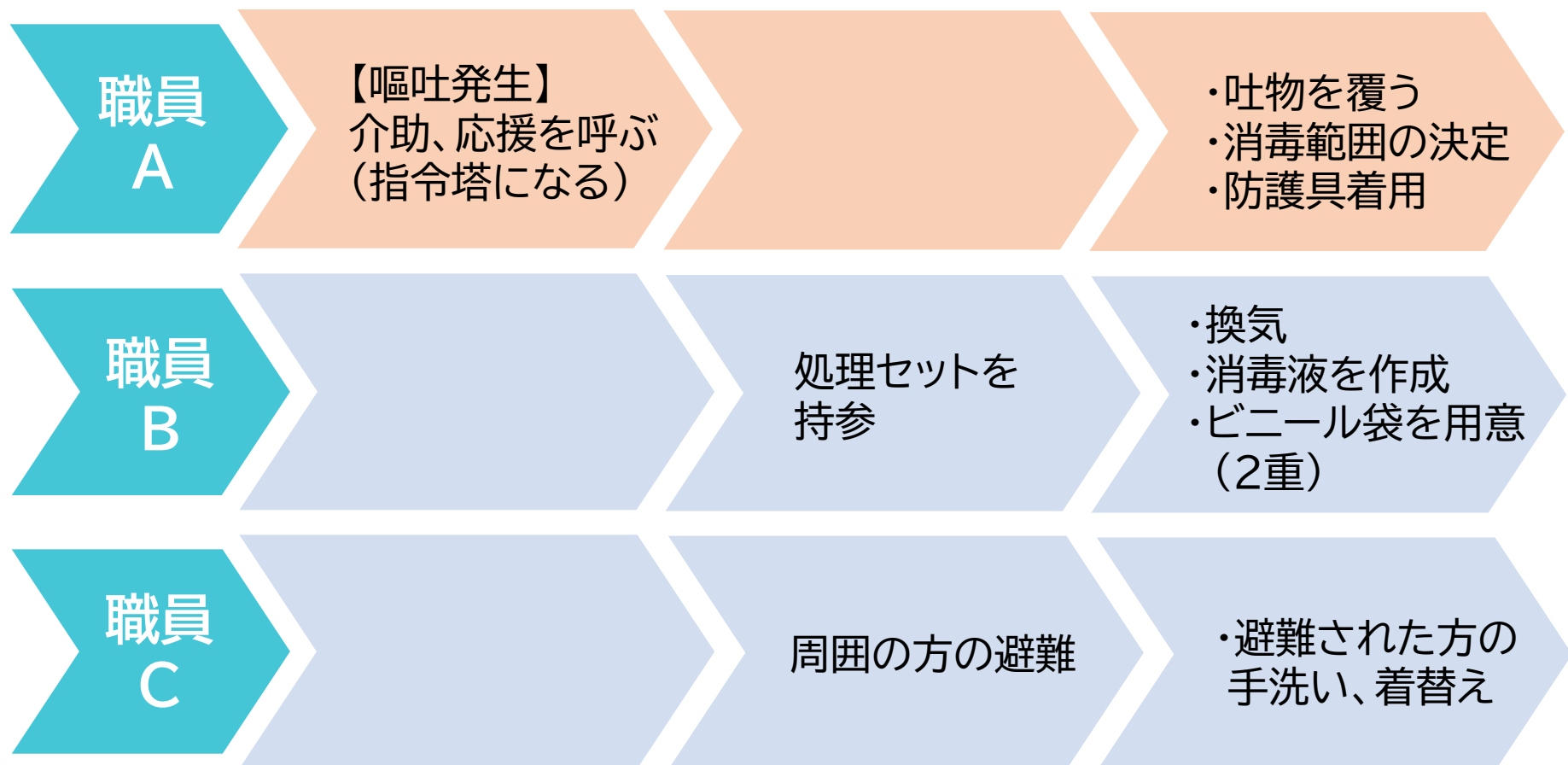
どうしよう...  
全然わからない...

窓をあける？

# 発生時の対応 - 汚染時の現場対応 -

■ 処理を始める前に ➡ 初動対応は分担しましょう

(対応の一例)



# 発生時の対応 - 汚染時の現場対応 -

■ 処理を始める前に

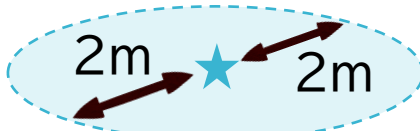
本分担しましょう

(対応の一例)

職員  
A

【嘔吐発生】  
介助、応援を  
(指令塔になる)

吐物から半径2m  
が消毒範囲です！



立入禁止



他の人が入らない  
よう指示しましょう

- ・吐物を覆う
- ・**消毒範囲**の決定
- ・防護具着用

- ・換気
- ・消毒液を作成
- ・ビニール袋を用意  
(2重)

- ・避難された方の  
手洗い、着替え

職員  
B

職員  
C

周囲の方の避難

# 発生時の対応 - 汚染時の現場対応 -

## ■ 消毒液の作成（原液が 次亜塩素酸ナトリウム6% の場合）

使用場所	希釈後の濃度	水2Lに対する原液量
汚染場所、トイレ など	0.1 %	約 40 mL
手の触れる箇所 など	0.02 %	約 8 mL

## ■ 防護具の着用

- ・ マスク
- ・ ガウン/エプロン
- ・ 手袋（二重）
- ・ シューズカバー



袖は手袋の中に入れてみましょう

# 発生時の対応 - 汚染時の現場対応 -

## ■ 処理を始めたたら①

(処理の一例)

職員  
A

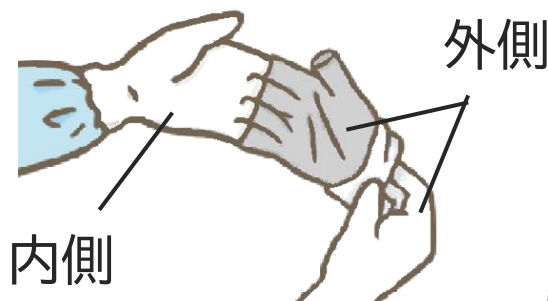
吐物を外側から  
内側に集めて  
ふき取り、捨てる

外側の手袋を  
外し、捨てる

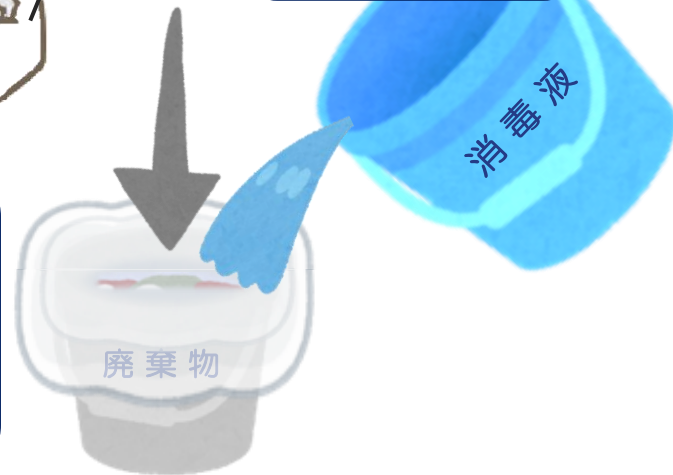
廃棄物に  
消毒液をかけ、  
内側の袋を密閉



ビニール袋は  
2重にします



内側の手袋  
に触れない  
ように外す



袋の空気  
は抜かない

# 発生時の対応 - 汚染時の現場対応 -

## ■ 処理を始めたなら②

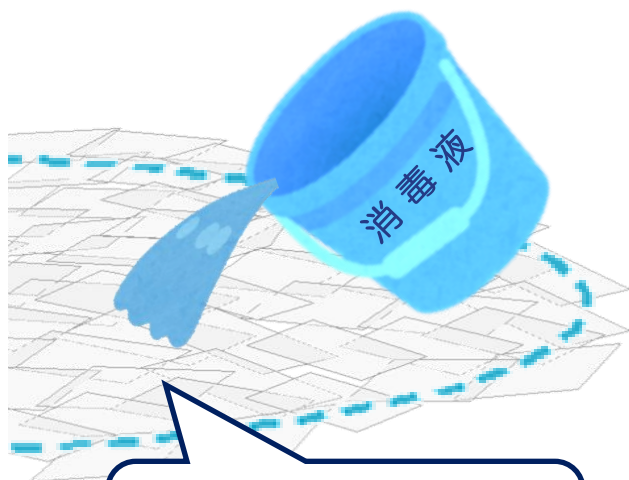
(処理の一例)

職員  
A

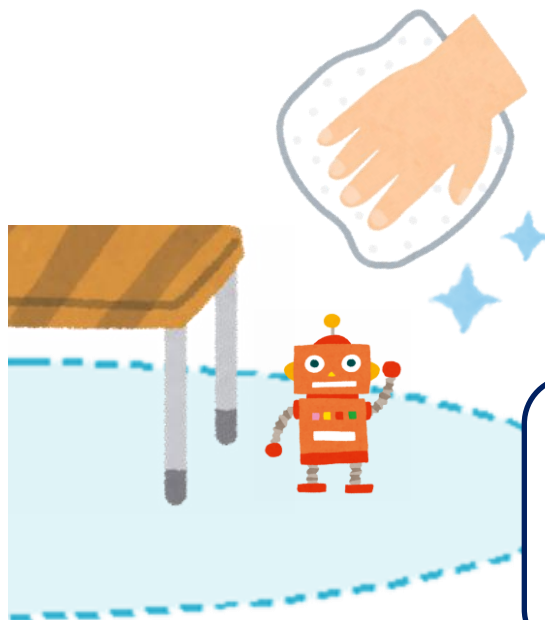
消毒範囲を  
ペーパータオル等  
で覆い、消毒液  
をかける

(10分待つ間に)  
消毒範囲内の机、  
壁、おもちゃ等を  
消毒する

手袋・ガウン・  
シューズカバー  
を外して捨て、  
手を洗う



10分程度置く



衣服等を汚染  
しないよう  
中表に外す

※バケツ等に嘔吐した場合でも、周辺を消毒しましょう

# 発生時の対応 - 汚染時の現場対応 -

## ■ 処理を始めたなら③

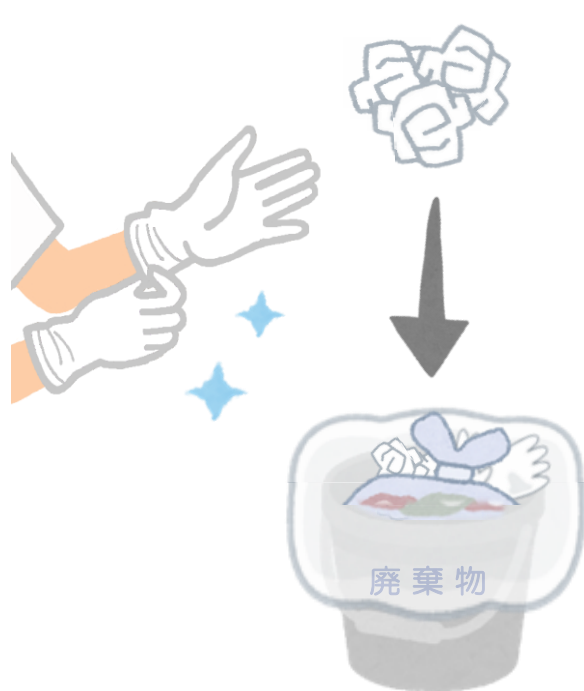
(処理の一例)

職員  
A

(10分経過後)  
新しい手袋をつけて  
ペーパータオル  
を集め、捨てる

手袋・マスクを  
外して捨て、  
袋を密閉する

石鹸を流水で  
しっかりと  
手を洗う



袋の空気  
は抜かない

外す時は  
ヒモ部分  
を持つ  
(顔等に  
触れない)



手洗い動画



# 発生時の対応 - 汚染時の現場対応 -

## ■ 処理が終わったら

(処理の一例)

職員  
A

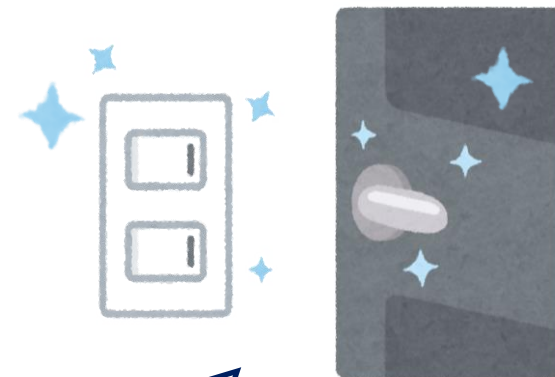
消毒箇所は、  
金属部分を中心に  
水拭きする

消毒後、  
最低1時間以上  
換気する

消毒範囲の外の  
よく触れる場所の  
消毒もする



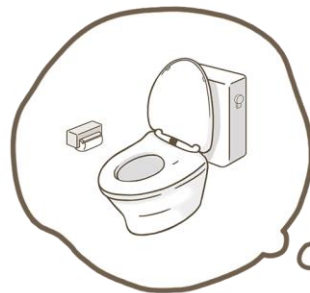
ここで汚したらもったいない！  
必ず清潔な布を使いましょう



ドアノブ、スイッチ、  
手すりなど

# 発生時の対応 - 汚染時の現場対応 -

## 施設内で下痢をしてしまったら



消毒液は嘔吐の時  
と同じ？

便器を消毒すれば  
安心でしょ！

目に見えた汚れはな  
いから大丈夫かな？

おむつ交換はみんな  
同じ場所だけど…

# 発生時の対応 - 汚染時の現場対応 -

## ■ 消毒液の濃度は？

→次亜塩素酸ナトリウム0.1%

## ■ 便器やおむつ交換台だけを消毒すればいい？

→便器付近の床、ペーパーホルダー、個室の鍵、手すり、蛇口、ドアノブ等も消毒する

## ■ 下痢のおむつも、普段と同じ場所に捨てる？

→密閉して都度廃棄する

# 発生時の対応 - 汚染時の現場対応 -

## ■ トイレやおむつ交換場所は共用してもいい？

→ できれば区別する

(個室を症状のある人専用にするなど)

## ■ おむつからの少しの漏れはそのまま大丈夫？

→ 衣服に浸みがある場合、目に見える汚染がなくても椅子や床等の消毒を行う (次亜塩素酸ナトリウム 0.1%)

# 発生時の対応 - 情報整理と共有 -

## ■ 現場対応が終わったら

### 状況の把握と共有をする

- いつ、どこで、誰が発症したのか  
(周囲には誰がいたか、誰がどのような処理を行ったのか)
- 施設の汚染箇所はどこか
- 施設内での発症より前に、施設外での発症がなかったか
- どのような感染予防対策をとったか

など

把握したことは施設管理者、感染管理者、職員の全体で共有し、徹底した対策をしましょう

# 発生時の対応 - 行政への報告 -

## ■ 報告先

### □ 施設ごとの主管課

報告方法などは各課にご確認ください

### □ 保健所感染症対策課

**TEL : 043 - 307 - 5086**

※食中毒を疑う場合は、人数にかかわらず直ちに保健所  
食品安全課（043-238-9935）へ報告してください

## ■ 報告の内容

発症日ごと及び  
所属ごとの人数、  
症状、対応状況等

必要に応じ、

- ・施設への立入、状況確認、消毒等の指導
- ・毎日の発生状況の確認（平常時に戻るまで）を実施します

# 発生時の対応 - 行政への報告 -

## 「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」

平成17年2月22日付健発第0222002号  
(令和5年4月28日 一部改正)

- ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる**死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生**した場合
- イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が**10名以上又は全利用者の半数以上発生**した場合
- ウ ア及びイに該当しない場合であっても、**通常の発生動向を上回る感染症等の発生**が疑われ、特に施設長が報告を必要だと認めた場合

# 日頃の準備 - 汚物処理セットの作成 -

## 処理セットの例

- ① 手順書
- ② 次亜塩素酸ナトリウム
- ③ 希釈用容器  
(ペットボトルやバケツ等)
- ④ バケツ (廃棄物用)
- ⑤ ビニール袋 (ゴミ袋)  
2枚 + 予備
- ⑥ ペーパータオル・  
使い捨てタオル等
- ⑦ 不織布マスク
- ⑧ 使い捨てガウン
- ⑨ 使い捨て手袋 5組  
主担当用：2組 (重ねて装着) + 1組  
補助者用：2組
- ⑩ 使い捨てシューズカバー



※ 廃棄物容器は汚染度が高いため、使用後は必ず消毒し、他の物品とは別管理が望ましい。

# 日頃の準備 - マニュアル等の整備 -

- 施設としての方針を決め、全職員と共有しましょう
- 方針に基づき、誰でも対応ができるよう、写真などを活用した具体的なマニュアルを作成しましょう
- 科学的な根拠に基づいて作成しましょう

# 日頃の準備 - 健康観察 -

## ■ 利用者の健康観察

入所施設…職員間の情報共有、手指衛生・環境消毒等  
通所施設…体調不良時の通所控え

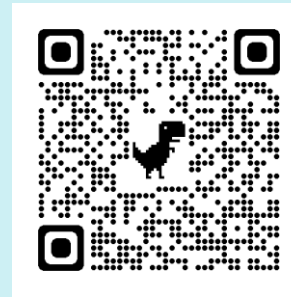
## ■ 職員の健康観察

健康チェックシートの活用、体調不良を伝えやすい体制等

# 日頃の準備 - 情報管理 -

## ■ 感染症の流行情報を確認する

千葉市の感染症流行情報



- 発生時に情報の取りまとめを行う担当者を決める
- 利用者、職員の基本情報をまとめる

# 日頃の準備 - 研修等の実施 -

## ■ 年1回以上、演習を含む研修の実施

下痢・嘔吐発生時の対応、消毒液の調製など

## ■ 中途入社の方員へ別途研修の実施

# 質疑応答

令和7年9月11日に実施した「社会福祉施設等を対象とした感染症予防講習会」での質疑応答

## 【質問内容】

感染性胃腸炎の場合、次亜塩素酸ナトリウムを10分程度かけて置く前の嘔吐物はペーパーで拭き取るとあるが、完全に取れなくてもいいのか。

## 【回答】

嘔吐物は、次亜塩素酸ナトリウムをかける前に可能な限り除去することを推奨します。

(理由)

嘔吐物（有機物）がある状態だと、次亜塩素酸ナトリウム内の有効塩素（消毒・殺菌効果のある成分）が有機物と反応して消費されてしまい、期待した消毒効果が得られない可能性があるためです。

# 質疑応答

令和7年9月11日に実施した「社会福祉施設等を対象とした感染症予防講習会」での質疑応答

## 【質問内容】

食堂等で嘔吐された場合、嘔吐した人の着替えは、居室に移動させた方が良いのか。又は、その場から動かさず、パーテーション等で仕切って着替えさせた方が良いのか。

## 【回答】

可能であれば、移動せずにその場で、パーテーション等で周囲の目線を遮った上で更衣させることを推奨します。

(理由)

汚染された衣服のまま移動させることで、施設内の汚染を拡げ蔓延のリスクを高めてしまうためです。

移動して更衣させる場合には、移動ルート・移動時触れた場所等、汚染した可能性のある場所の次亜塩素酸ナトリウムによる消毒を徹底する必要があります。

# 質疑応答

令和7年9月11日に実施した「社会福祉施設等を対象とした感染症予防講習会」での質疑応答

## 【質問内容】

汚染した衣類の扱いについて

## 【回答】

嘔吐物等で汚染された衣類は、ビニール袋等で汚染物質が飛散・流出しないよう密閉してから運搬します。運搬先は、施設利用者や他の職員が不意に触れないような場所を選びます。

施設で洗濯する場合、感染性胃腸炎のものは厚生労働省作成「介護現場における（施設系 通所系 訪問系サービスなど）感染対策の手引 第3版」P.99を参考にし、また、その他の感染症の場合は、同手引 P.20等を参照して、その病原体に応じて有効な方法で洗濯します。

業者に洗濯を委託している場合は、感染性の衣類であることを忘れずに伝え適切に洗濯してもらうようにします。

衣類を取り扱った職員の方は、最後に石けんでの手洗いを忘れずに行い、また、運搬ルートや運搬時に触れた場所の消毒を行いましょう。

# 質疑応答

令和7年9月11日に実施した「社会福祉施設等を対象とした感染症予防講習会」での質疑応答

## 【質問内容】

ノロウイルス対応時に一人で対応しなければならないときの適切な対応について

## 【回答】

感染性胃腸炎の対応を1人で行わなければいけない場合でも、可能な限り複数人で行う手順と同様に行います。嘔吐発生時を例に考えると、まず、①嘔吐した方の容体確認（ここで、緊急を要する場合、人命優先の対応をとります）・②換気・③周囲の方の避難（または吐物を浴びた方はその場に留まるよう）呼びかけ・④処理セットの確保を速やかに行います。続いて、⑤処理セットから个人防护具を取り出して着用し、可能であれば⑥嘔吐物をペーパータオルで覆った上で、⑦嘔吐した方の対応に移ります。嘔吐した方の対応に移る前に余裕があるのであれば、ゴミ袋や消毒液も用意できるとなお良いです。その後は、通常どおりの手順で処理をしていきます。

(次項へ続く)

# 質疑応答

令和7年9月11日に実施した「社会福祉施設等を対象とした感染症予防講習会」での質疑応答

## 【質問内容】

ノロウイルス対応時に一人で対応しなければならないときの適切な対応について

## 【回答】

(前頁の続き)

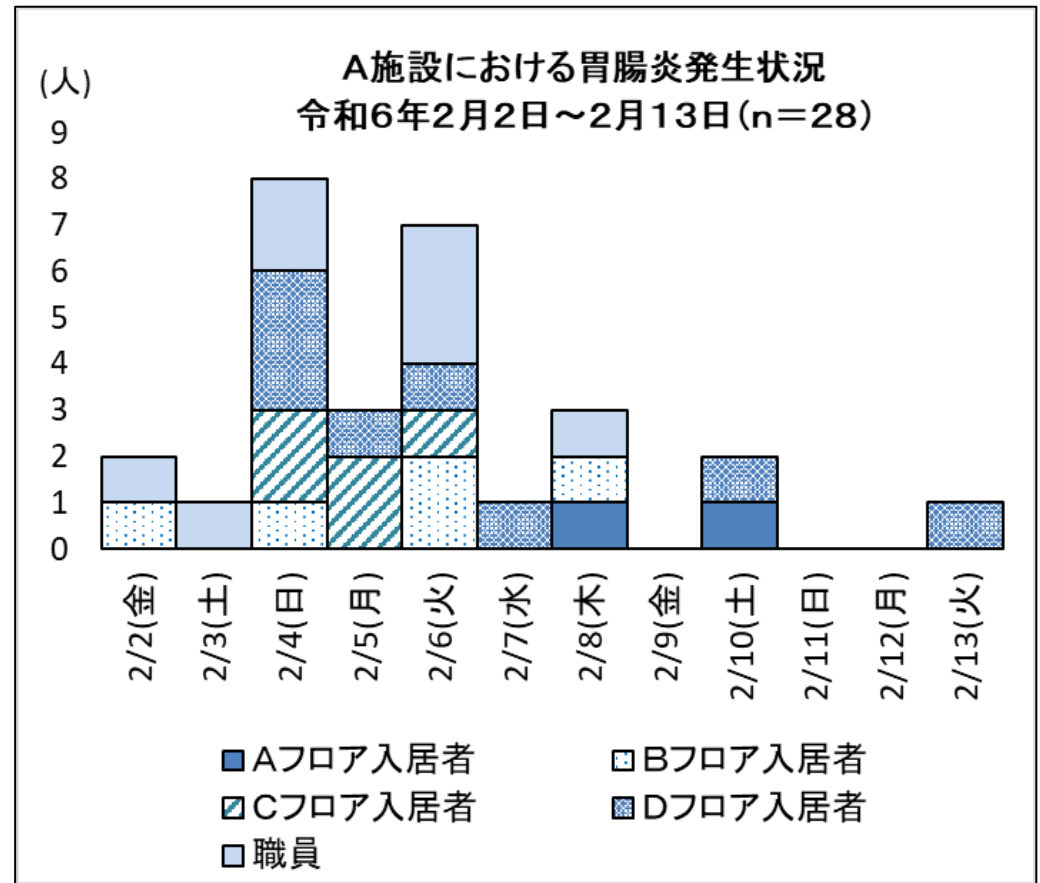
1人で対応する場合、マニュアル通りに対応できない場面に多々遭遇することが予想されます。決められた手順通りにできない場合でも、今汚染されている場所（施設設備だけでなく、利用者や処理している自分の手や体を含みます）はどこなのかを常に意識し、汚染を拡げないように考えながら処理をすることが重要です。個人防護具は、必要に応じて通常より多く交換したり、手洗いも頻回に行いましょう。

# 過去の事例

## 事例 1

### 【主な指摘事項】

- ・施設内装置で精製した消毒剤を予め希釈しておき、汚染箇所の処理に使用していた。  
⇒消毒剤の希釈日時を把握し、適正に期限管理を行うこと。
- ・汚染が疑われる車椅子や移動式ベッドの消毒を行っていなかった。  
⇒汚染の可能性が高い箇所の消毒を徹底すること。
- ・食堂での汚染エピソード時に、近隣の席の利用者に対する手洗いが出来ていなかった。  
⇒石鹸と流水による手洗いを徹底し、入居者についても、職員が手洗いの補助を行う等の対応を考えること。

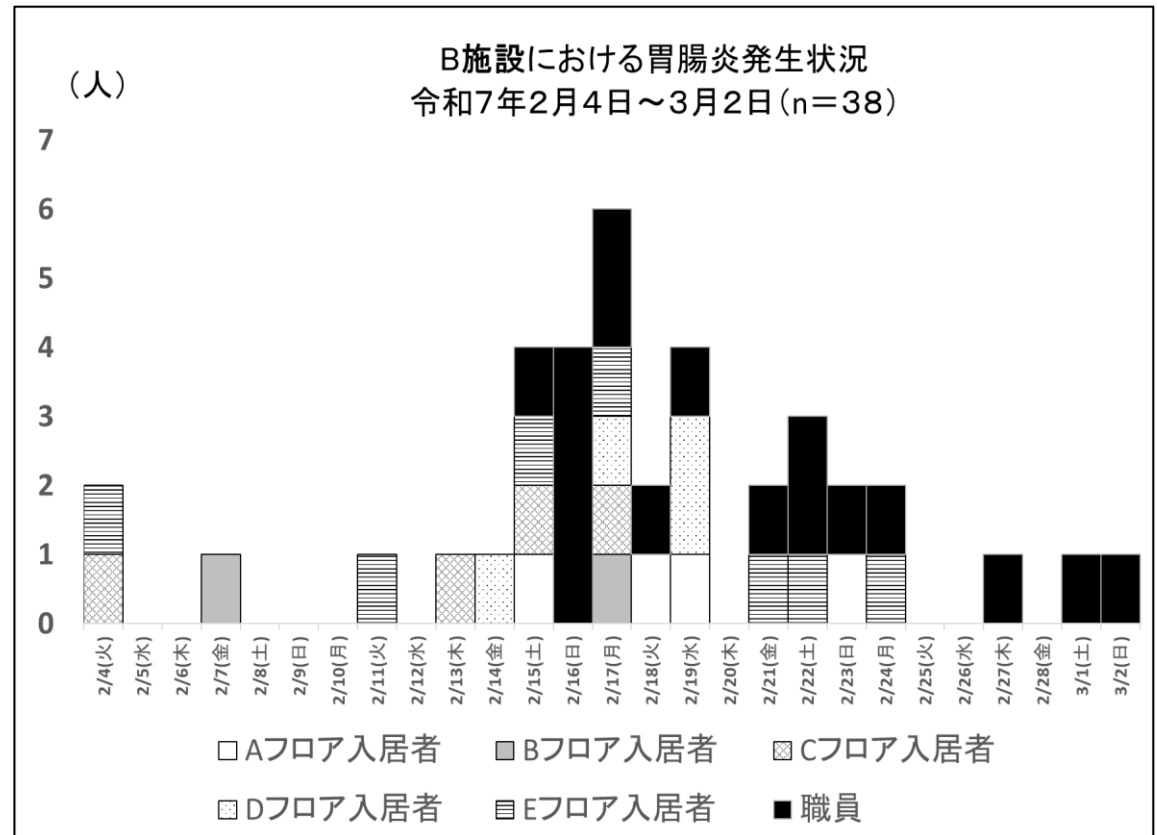


# 過去の事例

## 事例2

### 【主な指摘事項】

- ・汚物処理する職員はエプロン又はガウンを着用していなかった。  
⇒手袋、マスクに加えてエプロンを着用すること
- ・汚染衣類の運搬時に使用したエレベーターの定期的な消毒を実施していなかった。  
⇒次亜塩素酸ナトリウムを使用して施設内全体の消毒及び清掃を実施すること。
- ・次亜塩素酸ナトリウム原液の使用期限が不明であった。  
⇒使用期限を確認し、期限内の消毒液を使用すること。



# 過去の事例

## 事例3

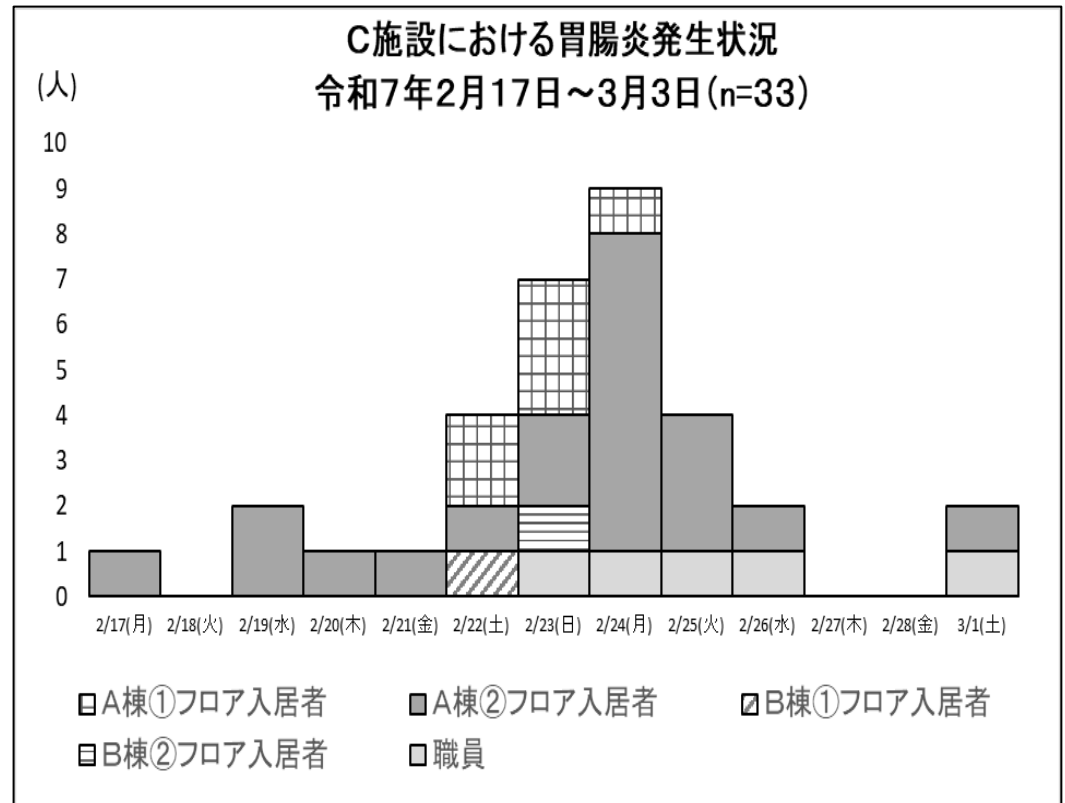
### 【主な指摘事項】

・ 2/20(木)まで汚染箇所及び環境消毒にはアルコール製剤を使用していた。

⇒汚染箇所は、0.1%次亜塩素酸ナトリウムで消毒すること。

・ 共用トイレの入口、各居室のベッド間の仕切りに使用されているカーテンについて、定期的に消毒・洗濯を実施していなかった。

⇒汚染されていることを前提として取扱いに注意するとともに、消毒の実施または交換頻度を上げる等により、衛生的に管理すること。



# 最後に

- 目的
- 感染対策の基礎知識
- 感染性胃腸炎とは
- 発生時の対応
  - 汚染時の現場対応
  - 情報の整理・共有
  - 行政への報告
- 日頃の準備
  - 汚物処理セットの作成
  - マニュアル等の整備
  - 健康観察
  - 情報管理
  - 研修等の実施

# 最後に

- 社会福祉施設での感染対策に関する相談
- 感染症集団発生（疑い）の報告

こちらへお願いします↓

**千葉県保健所 感染症対策課 調査指導班**

TEL：043-307-5086

FAX：043-238-9932

千葉県保健所 感染症対策課HP →

保育施設や高齢者施設などの管理者の皆様へ  
～感染性胃腸炎を広げないために～



# 参考


- 介護現場における（施設系 通所系 訪問系サービスなど）感染対策の手引 第3版  
厚生労働省老健局 令和5年9月版
- 保育所における感染症対策ガイドライン  
こども家庭庁 平成30年3月（令和5年5月一部改訂）
- 社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について  
厚生労働省 平成17年2月22日



# 感染症から守り隊! 感染症予防教室



当課では、感染症予防における普及啓発として、「感染症予防教室」を実施しております。  
ご希望等ございましたら、ご連絡ください。(メール可)

No.	題 目	内 容	時 間 (目安)	対 象		
				市民 向け	市内の学校・施設等 向け	
					子ども 向け 幼~高校生	大人 向け 職員、利用者
1	家庭で日頃からできる感染症予防対策	感染症の一般的な話や、インフルエンザなど流行しやすい感染症の予防対策を説明。	30分	○		
2	海外旅行時の注意事項 	海外で流行している感染症、国内でも発生したことのある輸入感染症などを例に、注意点を説明。	30分~ 1時間	○		
3	手洗いチェッカーを使った正しい手洗い教室	手洗いチェッカーを用い、正しい手洗い方法を実演し説明。参加人数等により実際体験してもらう。	30分~ 	○	○	○
4	感染性胃腸炎発生時の消毒処理方法	嘔吐物処理方法を <u>実演・体験</u> しながら説明(講話だけでも可能)。	30分~	○	○	○
5	知っておきたい動物由来の感染症 	鳥、犬、猫等動物由来感染症とその予防対策について説明。	30分~ 1時間	○	○ 15~30分	○
6	冬季流行しやすい感染症とその予防対策	インフルエンザや感染性胃腸炎など冬に流行しやすい感染症の予防対策を説明。	30分		○ 15~30分	○
7	夏季流行しやすい感染症とその予防対策	手足口病や「夏かぜ」など夏に流行しやすい感染症の予防対策を説明。	30分			○
8	通年感染リスクのある感染症とその予防対策 	麻しん・風しんなど通年感染リスクのある感染症の予防対策について説明。	30分			○
9	施設における感染症予防対策	施設内で起こりやすい感染性胃腸炎やインフルエンザなどの予防対策について説明。	30分~ 1時間			○ 職員向け

※ 時間は、あくまで目安です。参加人数により変わります。(調整可能です)

※ 内容は、対象者やご希望に合わせて調整いたします。ご相談ください。

## 【連絡先】

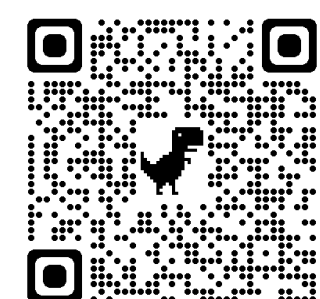
千葉市保健所 感染症対策課 普及啓発班

電話 043-307-7273

E-mail kansensho.PHO@city.chiba.lg.jp



詳しくはこちら



## 40 障害福祉サービス事業への参入について

障害福祉サービス課

## 障害福祉サービス事業への参入について

障害福祉サービス課では、現在、障害福祉計画に基づき、多くの法人の方々に障害福祉サービス事業に参入していただくことで、必要なサービス量の確保に努めているところです。

特に、介護保険とはサービス内容に類似性があるうえ、平成30年4月には共生型サービスが創設されたことで、事業に参入しやすくなりました。また、医療型短期入所においては、介護老人保健施設において実施する際の指定申請手続きが、令和6年4月の条例改正により大幅に簡素化されました（※）。

介護保険事業者の皆様におかれましては、事業への参入について積極的な検討をお願いいたします。

【※改正内容】介護老人保健施設が短期入所に係る指定障害福祉サービス事業の指定の申請をする際の書類の提出について、介護老人保健施設に係る指定の申請において提出する書類と同様の書類については省略可能とする。

### 1 両制度におけるサービスの種類（主なもの）

障害福祉サービスは、介護保険制度から提供されるサービスと類似性があります。

介護保険	障害福祉	障害福祉サービスの内容
居宅介護支援	計画相談支援 障害児相談支援	障害福祉サービス等を申請した方について、その方の抱える課題の解決やサービス利用に向けて、利用計画の作成を行います。
訪問介護	居宅介護 (※共生型サービス対象)	居宅で、調理・洗濯等の家事及び入浴・排せつ等の介護を行います。
	重度訪問介護 (※共生型サービス対象)	比較的長時間にわたり支援が必要な方に対して、居宅での入浴・排せつ・食事の介護や、外出時における移動の支援などを総合的に行います。
通所介護	生活介護 (※共生型サービス対象)	施設等において、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
短期入所生活介護	短期入所 (※共生型サービス対象)	居宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、施設等で、入浴、排せつ、食事などの介護を行います。
訪問入浴介護	訪問入浴サービス	居宅に訪問入浴車を派遣して、入浴の機会を提供します。 ※居宅において入浴が困難な重度の身体障害者等のみ対象

(留意点)

- ※1 指定日は、申請受付日の翌々月の1日となります。(例：4/1指定の場合、2/28までに申請)申請に先立ち、ご相談を早めをお願いいたします。
- ※2 定款に事業を実施する旨の記載（「障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業」、「児童福祉法に基づく障害児通所支援事業」など）が必要となります。
- ※3 千葉県HPに、指定・登録事業者に関する情報を掲載しています。

<http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/shogaifukushi/shiteitouroku.html>

## 2 共生型サービス

障害福祉サービスにおける居宅介護、生活介護、短期入所等の指定を受ける場合の基準の特例が設けられ、介護保険サービスの指定を受けていれば、基本的に障害福祉（共生型）の指定を受けることができるようになりました。（H30.4.1施行）

基本報酬・加算については、障害福祉サービス等事業所として求められるサービスの質や専門性に応じて段階的に設定されます。

### <対象となるサービス>

	介護保険サービス		障害福祉サービス等
ホームヘルプサービス	訪問介護	⇔	居宅介護、重度訪問介護
デイサービス	通所介護 (地域密着型を含む)	⇔	生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、児童発達支援、放課後等デイサービス ※主として重度心身障害者（児）を通わせる事業所を除く
	療養通所介護	⇔	生活介護、児童発達支援、放課後等デイサービス ※主として重症心身障害者（児）を通わせる事業所に限る
ショートステイ	短期入所生活介護 (予防を含む)	⇔	短期入所
「通い・訪問・泊まり」といったサービスを一体的に提供するサービス	(看護)小規模多機能型居宅介護 (予防を含む)	→	生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、児童発達支援、放課後等デイサービス ※主として重症心身障害者（児）を通わせる事業所を除く
	・通い ・泊まり	→	短期入所

※⇔は相互に対応

※小規模多機能型居宅介護事業所は、障害福祉サービスの生活介護、自立訓練、児童発達支援、放課後等デイサービスを提供できますが、それらの障害福祉サービス事業所は、小規模多機能型居宅介護事業を提供することはできません。

### <留意事項>

共生型サービスの種類に応じて実施可能な介護保険サービスの事業は市条例で定められております。

**例** 共生型生活介護の事業を行うことができる介護保険サービス

(1) 指定通所介護事業者等

- ① 指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第99条第1項）
- ② 指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準第59条の3第1項）

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業者等

- ① 指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第82条第1項）
- ② 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第191条第1項）
- ③ 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項）

### <参考資料>

共生型サービス★はじめの一步★ ～立ち上げと運営のポイント～

[https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2021/04/koukai\\_200423\\_2.pdf](https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2021/04/koukai_200423_2.pdf)

### 3 医療型短期入所

短期入所事業の概要は、以下のとおりです。

#### ○対象者

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所が必要な者

- 福祉型、福祉型強化（障害者支援施設等において実施可能）
  - ・ 障害支援区分 1 以上である障害者／障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分 1 以上に該当する障害児
- 医療型（病院、診療所、介護老人保健施設において実施可能）（※）
  - ※ 病院、診療所については、法人格を有さない医療機関を含む。また、宿泊を伴わない場合は無床診療所も実施可能。
  - ・ 遷延性意識障害児・者、重症心身障害児・者等

#### ○サービス内容

- 当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う
- 本体施設の利用者とみなした上で、本体施設として必要とされる以上の職員を配置し、これに応じた報酬単価を設定

#### ○主な人員配置

- 併設型・空床型：本体施設の配置基準に準じる
- 単独型：当該利用日の利用者数に対し 6 人につき 1 人
  - ※ 空床型とは、利用者に利用されていない施設の 1 部の居室において、短期入所を行う。併設型と単独型は、定員有り

### 4 その他

障害福祉サービスには、他にもサービスがございますので、下記事業への参入もご検討ください。

#### <介護給付>

サービス名称	サービスの内容
同行援護	重度の視覚障害のある人に、外出時における移動の支援等を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。 ※行動上著しい困難がある知的障害者（児）及び精神障害者（児）のみ対象

#### <地域生活支援給付>

サービス名称	障害福祉サービスの内容
移動支援	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出時における移動中の介護を行います。 ※ 屋外での移動が困難な障害者等のみ対象

## 喀痰吸引等研修費用の一部助成について

ヘルパーの方などが受講する喀痰吸引等研修のうち、**第3号研修**（特定の対象者の方に対して医療的ケアを行うための研修）に係る費用の一部を助成します。

特定の対象者の方が千葉市在住の障害者（児）であれば、介護保険事業所に勤務する方も助成の対象となります。

### 1 事業内容

#### (1) 助成対象費用

喀痰吸引等研修（3号研修）を要する費用のうち、基本研修と実地研修のいずれか一方に係る費用（教科書代等の実費負担は除く）

#### (2) 助成金額

助成対象費用の半額と補助基準額を比べどちらか安い方を助成する。

[補助基準額]

基本研修 5,000円（講義）

実地研修 2,500円（看護師等の指導のもと本人に喀痰吸引等を実施）

### 2 助成対象

所属する職員等に、研修を受講、修了させ、その後**千葉市在住の障害者等**に対し喀痰吸引等を行わせることを予定している事業所（①公立の事業所、②千葉市内の障害者支援施設以外の第一種社会福祉施設を除く）

※ 「事業所」として想定されるのは障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、幼稚園、学校、**介護保険サービス事業所**（障害者を対象とする場合のみ）等が想定される。

### 3 申請から支払いまでの流れ

①交付申請→②交付決定→③研修受講→④実績報告→⑤確定通知→⑥交付請求→⑦支払い

※ 研修受講開始前かつ受講料支払い前に「①交付申請」が必要。

喀痰吸引等を行うためには、事業所として千葉県知事の登録及び認定証の交付が必要になります。

#### 各種問合せ先 障害福祉サービス課

- 指導班（施設・居住系（障害児）事業者指定関係）

TEL：043-245-5227

- 施設支援班（施設・居住系（障害者）事業者指定関係）

TEL：043-245-5174

- 地域支援班（訪問・相談系事業者指定関係／喀痰吸引等研修支援事業）

TEL：043-245-5228

E-mail（共通）：shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp

## 41 個別避難計画事業について

防災対策課

## 個別避難計画事業について

令和元年の風水害をはじめとした豪雨災害が激甚化及び頻発化している状況から、避難行動要支援者の安全を確保するため、個別避難計画の作成をしています。

個別避難計画の作成を推進するうえで、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（内閣府）」においては、市町村による避難行動要支援者への避難支援等について、本人の心身の状態や生活実態を把握している福祉事業者等と積極的に連携していくことが重要であるとされています。

本市では令和3年度から個別避難計画の作成に関する取組を開始しており、多くの福祉事業者様には既にご協力をいただいておりますが、引き続きご協力を賜りたいため、本事業についてお知らせします。

### 1 個別避難計画作成対象者について

本市における個別避難計画（以下、「計画」という。）の作成対象者（以下、「対象者」という。）は、次のとおりです。

#### （1）特に優先度が高いと判断した者

⇒ 次の①～⑤の要件に合致する避難行動要支援者のうち、計画作成の同意を得た者について、本市が計画を作成します。<sup>※1</sup>

- ①土砂災害（特別）警戒区域に居住する者
- ②医療機器用の電源喪失により生命の維持に懸念がある者
- ③浸水想定（洪水、内水）が2m以上の区域に居住する者
- ④重症心身障害児者
- ⑤要介護度・障害支援区分が高い者のうち、特に支援を要する者<sup>※2</sup>

※1：いずれも施設入所者を除く

※2：要介護度5、障害支援区分6

#### （2）避難行動要支援者のうち、（1）の要件に該当しない方

⇒ 本人や家族、地域による「支えあいカード<sup>※3</sup>」の作成を勧奨します。

※3：町内自治会等の支援者と避難行動要支援者が、平常時から話し合い、避難時に配慮しなければならない事項や緊急時の連絡先、避難所等の情報、支援にあたる方の情報など、支援に必要な情報を共有するためのもの

## 2 介護保険事業者様にご協力いただきたい事項について

### (1) 計画『作成』及び『更新』に関すること

#### ア 市から対象者に対する同意確認へのご助言・ご協力

市から対象者への同意確認は書面（郵送）により行います。対象者から計画作成及び更新事業に関する質問や相談があった際には、「安全を確保するための計画」であることを踏まえ、可能な範囲でご助言等をしていただくとともに、必要に応じて本市にお取次ぎいただくなど、ご協力をお願いします。

また、対象者から同意書の提出が確認できない場合は、本市から各介護保険事業者様に対して、対象者の状況確認や提出を促す働きかけを依頼させていただくことがありますので、あらかじめご承知おきください。

#### イ 計画作成及び更新

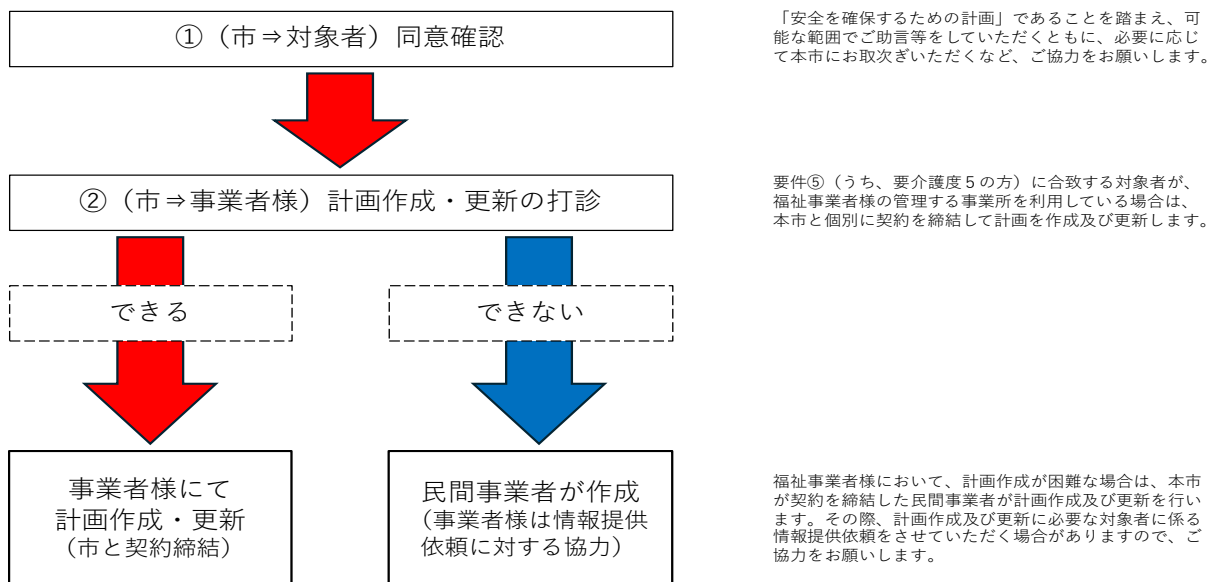
要件⑤（うち、要介護度5の方）に合致する対象者が、福祉事業者様の管理する事業所を利用している場合は、本市と個別に契約を締結して計画を作成及び更新します。

#### ウ 計画作成及び更新のための情報提供

福祉事業者様において、計画作成が困難な場合は、本市が契約を締結した民間事業者が計画作成及び更新を行います。その際、計画作成及び更新に必要な対象者に係る情報提供依頼をさせていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

※ 対象者の該当がある場合は、別途お知らせします。

※ 対象者から情報提供に関する同意をいただいた場合に限り依頼します。



### (2) 直接避難先となることの検討について

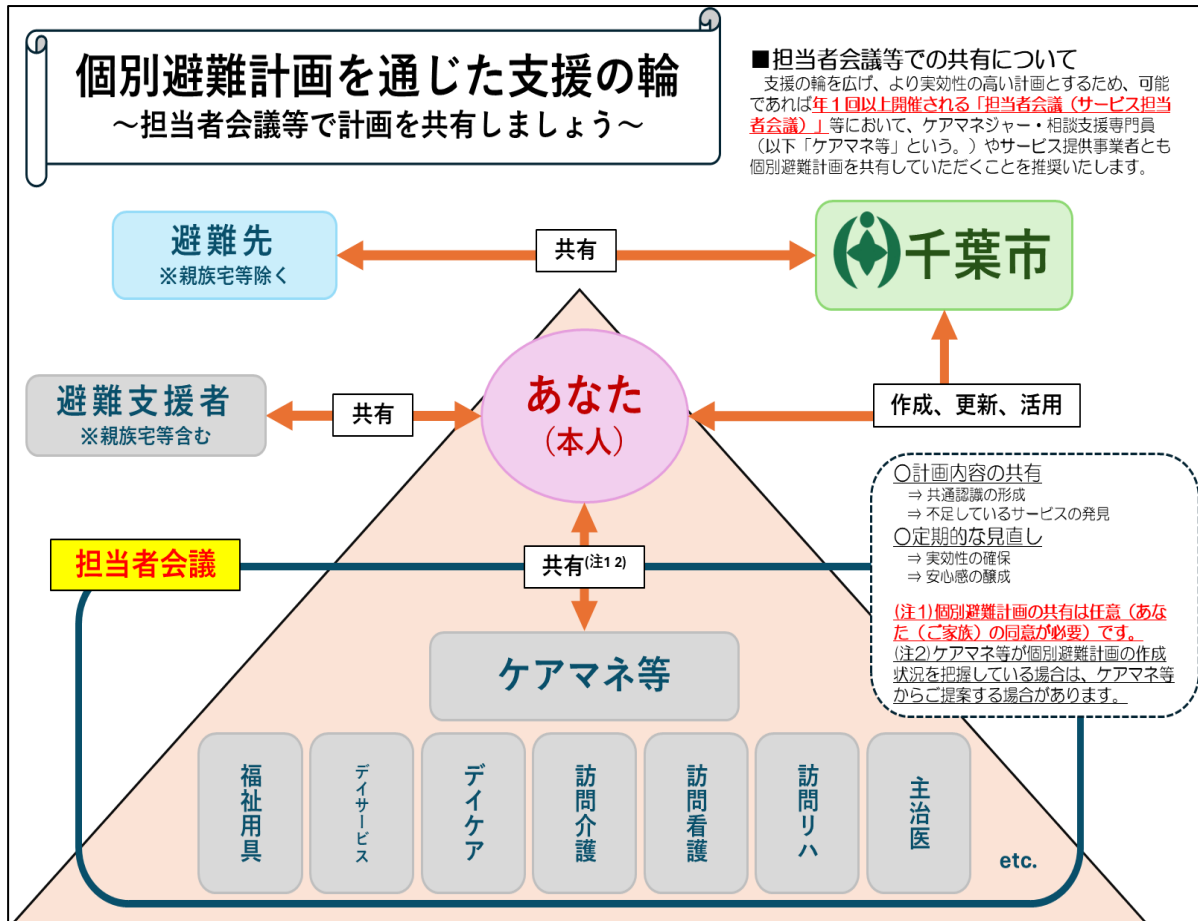
作成対象者の中には、指定避難所での短期間（3日程度）の避難生活でさえ、生命の危機が生じることが想定される又は心身の状況が不可逆的に悪化するおそれがある等の理由から避難先として社会福祉施設等を希望する方が一定数存在します。

そのような方々の災害時における受け入れ可否についてご相談させていただくことがありますので、あらかじめご承知おきください。

### (3) 担当者会議での個別避難計画の共有について

支援の輪を広げ、より実効性の高い計画とするため、可能であれば年1回以上開催される担当者会議において、介護保険事業者様やサービス提供事業者とも計画を共有していただくことを推奨しております。

なお、共有には本人（ご家族）の同意が必要となりますが、介護保険事業者様において当該対象者の計画の作成状況を把握している場合には、計画の共有について働きかけいただき、支援体制の構築が促進されるようご協力をお願いいたします。



### 3 事業概要（令和8年度事業（予定））

#### （1）計画の作成

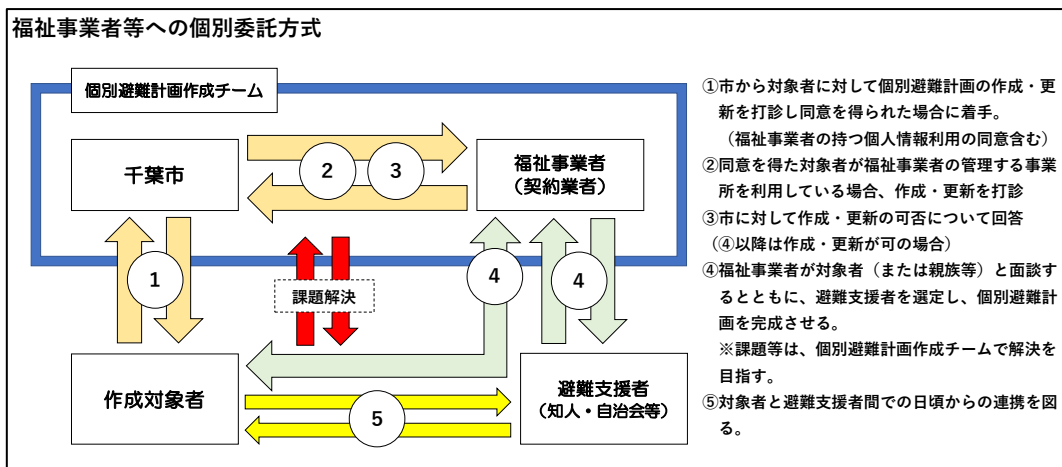
「p1 1（1）」の要件に合致する対象者のうち、計画作成の同意を得た者について、本市が計画を作成します。

※同意を得られない場合は作成努力義務の対象外ですが、同意を得られるよう勧奨します。

引き続き、効率的かつ実用性の高い計画を作成するため、契約先を2つに分けます。

#### ア 福祉事業者との契約

要件⑤（うち、要介護度5の方）に合致する対象者が福祉事業者様の管理する事業所を利用している場合は、本市と個別に契約を締結して計画を作成します。

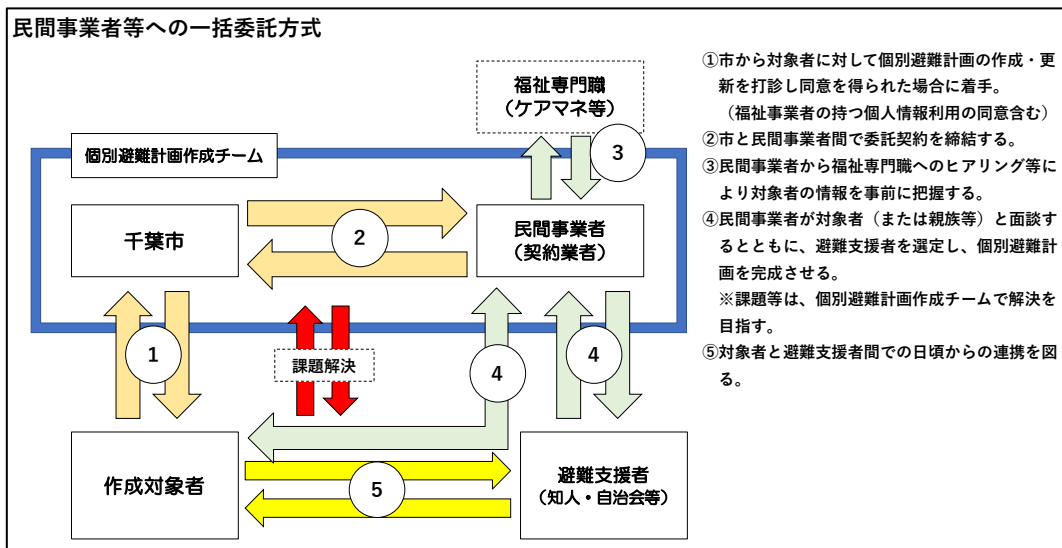


※（参考：要件②・④・⑤（うち、障害支援区分6の方）に合致する対象者は、障害福祉サービスを提供している計画相談支援事業所において作成を予定しています。

#### イ 民間事業者との契約

要件①、③、⑤（うち、福祉事業者による計画作成が困難な方）に合致する対象者は、本市が契約を締結した民間事業者が計画を作成します。

なお、民間事業者による計画作成にあたり、より正確な情報把握を把握するとともに、対象者本人・家族の負担軽減を図るため、対象者のケアプラン作成を担当する事業所に対して、計画作成に必要な範囲で情報提供の依頼をさせていただきます。



#### ウ 避難行動要支援者のうち、「p 1 1 (1)」の要件に合致しない者

本市による対象者とならない者（残りの避難行動要支援者や計画作成の同意を得られない者）については、引き続き、地域による支援体制の構築（本人・地域記入の「支えあいカード」の活用等）を進めていきます。

#### (2) 計画の更新

対象者の心身の状態や取り巻く生活環境は刻一刻と変化しており、その変化に即した内容となるよう、計画を見直しすることは計画の実効性を確保するうえで重要であるため、作成した計画の更新を行います。

#### (3) 計画の活用

作成した計画の実効性の確認するため、計画内容に基づく訓練を実施し、あらかじめ設定した避難経路や支援方法等で安全かつ迅速に避難ができるか検証を行うとともに、本訓練で新たに明らかになった課題を整理・反映することで計画の実行性をさらに高めます。

### 4 参考

(1) 令和7年度までの事業概要等を、市ホームページにて公開しています。

(<https://www.city.chiba.jp/somu/kikikanri/bosai/kobetuhinankeikaku.html>)

(2) 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針

(<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/youengosya/r3/index.html>)

(3) 個別避難計画の様式は別紙のとおりです（令和7年度事業で使用しているものであり、今後変更が生じる場合があります。）。

#### 【問い合わせ先】

総合政策局危機管理部防災対策課

電話：043-245-5113

FAX：043-245-5597

Mail：bosaitaisaku.POCR@city.chiba.lg.jp

## 千葉市避難行動要支援者のための個別避難計画

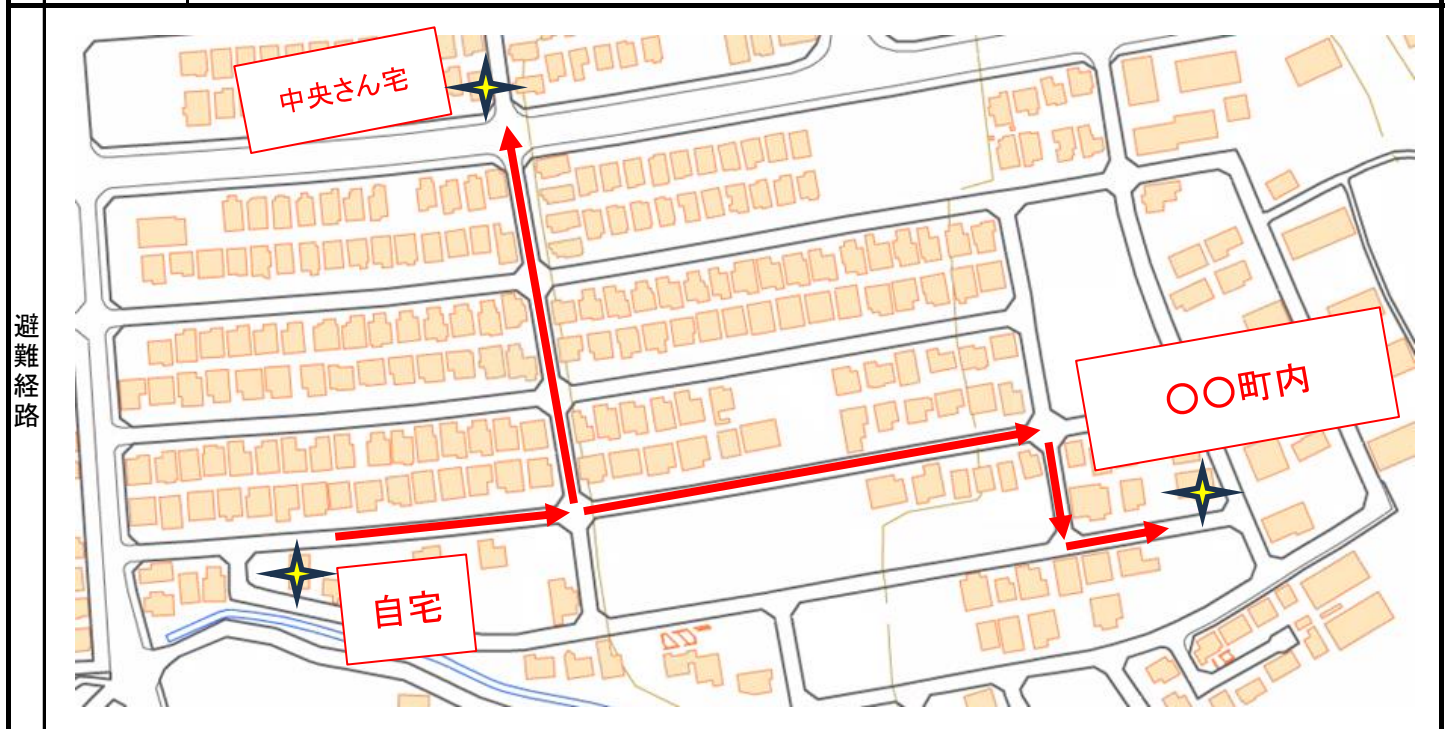
作成日： 令和 年 月 日  
 更新日： 令和 年 月 日  
 作成者： \_\_\_\_\_

### 職員記入欄

<input checked="" type="checkbox"/> 土砂災害	電源喪失	浸水2m	重症心身	介護・障害	R7
--	------	------	------	-------	----

基礎情報	カ ナ 氏 名	チハ ハナコ 千葉 花子	住 所 <small>(住民票所在地)</small>	〇〇 区 〇〇町△△△-□□□		
	生年月日	昭和25年1月1日	居住地※	区 同上		
	性 別	女	居室の位置	2階の南側の居室	転倒の危険のある家具	寝室のベッド頭側のラック
	電 話	043-###-####	普段いる部屋	1階リビング		
	E-mail	043-###-####	同居家族等	□ いない ■ いる 2 人 (うち、平日昼間在宅 1 人)		
	F A X	****@***.***.jp	町内自治会	〇〇町内会 ( □ 未加入 )		
	障害者手帳	<input checked="" type="checkbox"/> 身体障害者手帳	3 級	障害支援区分	□ 無 □ 1 □ 2 □ 3 ■ 4 □ 5 □ 6	
		<input type="checkbox"/> 療育手帳	-	要介護認定	要支援 □ 1 □ 2	
	<input checked="" type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳	3 級	要介護 □ 1 □ 2 □ 3 □ 4 □ 5			
相談支援専門員	事業所名： 担当者名： 連絡先：	-	ケアマネジャー	事業所名： 担当者名： 連絡先：	●●●●●●●● ■■■■ 043-###-####	
主な疾患・障害等		かかりつけの医療機関等		携行医薬品	介護・医療機器	
①	脳梗塞により右側に軽い麻痺がある	医療機関名	▲▲病院	- 降血圧剤 - 便を柔らかくする薬	歩行者、車椅子	
		主治医	■■医師			
		電話番号	043-###-####			
②		医療機関名		薬局名	( ** 薬局 )	
		主治医				
		電話番号				
その他留意事項						
精神的に不安定なため、一人にしないようにするなどの配慮が必要						
避難支援に関する事項	① 災害情報入手に係る留意事項	□ 自ら入手可能 ( □ テレビ □ ラジオ □ 携帯電話 □ その他 ) ■ 外部からの伝達が必要 ( ■ 直接声掛けが必要 □ 声掛け以外の方法が必要 ) 【その他(詳細)】				
	② 避難行動時の留意事項	■ 立つことや歩行が不自由なので介助が必要 □ 目や耳が不自由なので介助が必要 ■ 介護、医療器具の運搬等介助が必要 □ 危険なことを判断できない □ その他 【その他(詳細)】				
	③ 避難先での留意事項	■ 常時介助が必要 ( ■ 食事 ■ トイレ ■ 着替え ■ 入浴 ■ その他 ) □ 一部介助が必要 (内容： 【その他(詳細)】 床ずれを防ぐため、固い床での生活はできない。				
緊急連絡先	氏名(カナ)		連絡先		住所	
	チハ 一 郎		電話	043-###-####	〇〇県〇〇市 ** 町△△△-□□□	
	千葉 一郎		E-mail	****@***.***.jp		
	本人から見た続柄 ( 子 )		電話			
②	-		E-mail			
本人から見た続柄 ( )						
特記事項	町内自治会から安否確認用のタオルをもらっており、災害時には玄関先にかけることで安否を知らせることとしている。					

災害リスク	土砂災害	<input type="checkbox"/> 該当なし	<input checked="" type="checkbox"/> 該当あり	( <input checked="" type="checkbox"/> 土砂災害警戒区域 <input type="checkbox"/> 土砂災害特別警戒区域 )
	浸水想定	<input checked="" type="checkbox"/> 該当なし	<input type="checkbox"/> 該当あり	( <input type="checkbox"/> 洪水 <input type="checkbox"/> 内水 <input type="checkbox"/> 高潮 <input type="checkbox"/> 津波 )
災害時の支援	風水害時	避難先	避難先①	中央 みどりさん居宅
		避難先	避難先②	〇〇町内自治会館
(支援方法) 浸水想定 of 災害リスクは低い場所に住んでいるため、機器が整っている在宅避難を優先する。 土砂災害警戒情報が発令された場合は、車もしくは車椅子で中央 みどりさん居宅への避難を検討する。 ※気象情報を注視し、災害リスクが高いと予想される場合はあらかじめ連絡を取り、避難がスムーズにできるよう体制を整える。				
大地震時	大地震時	避難先	避難先①	〇〇町内自治会館
		避難先	避難先②	-
(支援方法) 居宅に異常等が見受けられなければ、在宅避難を第一に検討する。 在宅避難が危険だと思われるときは、加入している〇〇町内自治会館への避難を検討する。 ※中央 みどりさん居宅は、津波の浸水深(想定最大規模)が1m以上2m未満の区域となっているので、避難先とはしない。				



避難支援者	①	氏名(団体名等)	連絡先		住所	
		千葉 二郎(孫)	電話	043-###-####/090-####-####	要支援者と同居	
			E-mail	****@***.***.jp		
		実施可能な支援	<input checked="" type="checkbox"/> 情報伝達 <input checked="" type="checkbox"/> 安否確認 <input checked="" type="checkbox"/> 避難支援 <input type="checkbox"/> その他 (その他の内容: )			
	②	氏名(団体名等)	連絡先		住所	
		中央 みどり	電話	043-###-####	〇〇区〇〇町△△△-□□□	
			E-mail	-		
		実施可能な支援	<input type="checkbox"/> 情報伝達 <input checked="" type="checkbox"/> 安否確認 <input type="checkbox"/> 避難支援 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (その他の内容: 避難先の提供 )			
	③	氏名(団体名等)	連絡先		住所	
〇〇町内自治会		電話	043-###-####(代表者)	〇〇区〇〇町△△△-□□□		
		E-mail	-			
	実施可能な支援	<input checked="" type="checkbox"/> 情報伝達 <input checked="" type="checkbox"/> 安否確認 <input checked="" type="checkbox"/> 避難支援 <input type="checkbox"/> その他 (その他の内容: )				

(注1) 避難支援者は、自らが可能な範囲で避難行動要支援者の支援を行うものであり、支援について法的な義務や責任は負いません。  
 (注2) 避難支援者の記載は、個人のほか、団体名のみでの記載でも構いません。例:「〇〇防災会」

## 42 救急安心電話相談・救急事故防止について

消防局救急課

病院に行くか、救急車を呼ぶか迷ったら、ご相談ください。

# 千葉県 救急安心電話相談

使ってよかった！ #7119

・けがをしてしまい慌てて相談しましたが、看護師が応急処置を教えてくれて、容態も回復しました。結果的に救急車を呼ばずにすんでよかったです。

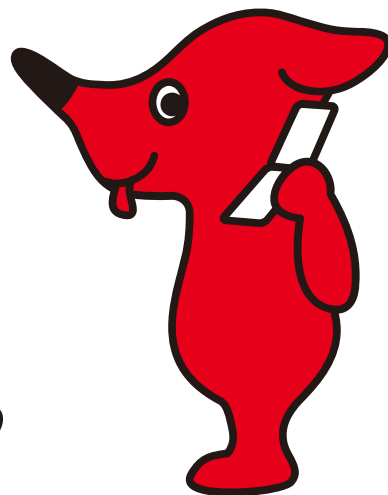


#7119に  
相談してね



・夜中に急に熱が出て不安になりましたが、看護師のアドバイスで冷静さを取り戻せました。様子を見て、翌日、近所の病院で診察時間内に受診することができました。

・急にろれつが回らなくなり、心配した家族が#7119で看護師のアドバイスを受け、すぐに119番通報しました。搬送先の病院で脳梗塞と分かり、早期の治療ができたおかげで後遺症もありませんでした。



千葉県マスコットキャラクター チーバくん

# #7119

ダイヤル回線・IP電話からおかけの場合は

## 03-6810-1636

受付  
時間

(平日・土曜日)

18:00 ~ 翌朝8:00

(日曜・祝日・年末年始・GW)

9:00 ~ 翌朝8:00

【利用上の注意】救急安心電話相談は、相談者の参考としていただくものであり、医療行為ではありません。

## 千葉県

こんな事故が多く起きています。

# 事故予防チェック!

実は多い  
家の中にある  
危険な場所



◀他にも危険な事例がたくさんあります。確認してみましょう。



救急お役立ち  
ポータルサイト

FDMA 消防庁  
消防ととも Fire and Disaster Management Agency

救急ポータルサイト

検索

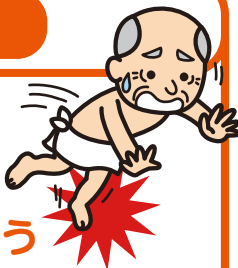
※発生事例の多い順に番号をつけています。  
参考資料「東京消防庁救急搬送データからみる日常生活事故の実態」

# 事故の原因を知って対策をしましょう!

## 1位 転倒

段差、玄関、廊下など

- 段差につまずかないよう気をつけましょう
- 転倒を防ぐために整理整頓を心がけましょう
- 階段、廊下、玄関、浴室など滑り止め対策をしましょう



## 2位 転落

階段、ベッド、脚立、椅子など

- 階段などには手すりを配置しましょう
- ベッドにも転落防止の柵をつけましょう
- 脚立などを使用して作業をする時は補助者に支えてもらいましょう



## 3位 窒息

食物(餅・肉等)、薬等の包装など

- 細かく調理。ゆっくりよく噛むことで窒息予防
- お茶などの水分を取りながら食事をしましょう
- 急に話しかけて、あわてさせないように気をつけましょう



## 4位 ぶつかる

家具、人、柱、ドアなど

- 慌てず、周りをよく見て行動しましょう
- 通路などに物を置かないようにしましょう
- 暗いところは十分な明るさを確保しましょう



事故を防ぐために

- 事故防止にはご家族などの協力も大変重要です
- 熱中症対策には、早めの水分補給を心掛けましょう

緊急時連絡票

施設名

担当者

電話番号

【基本情報】

氏名	(フリガナ)			男・女	
生年月日	明治 大正 昭和 平成	年	月	日 ( 歳)	電話
					携帯電話
住所					

【医療情報】

既往歴 (治療中の病気含む)	高血圧 ・ 糖尿病 ・ 心疾患 ・ 脳卒中 ・ 認知症 その他( )			
服用している薬	※お薬手帳がある方は記載不要ですので、手帳を持参してください。			
アレルギー	有 ( ) ・ 無			
	かかりつけ医療機関①		かかりつけ医療機関②	
病院名				
住所	市・区		市・区	
電話番号				

【ADL】

【要介護度】

歩行	自立 ・ 一部介助 ・ 全介助	非該当	要支援	要介護
入浴	自立 ・ 一部介助 ・ 全介助		1 ・ 2	1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5
排泄	自立 ・ 一部介助 ・ 全介助			
食事	自立 ・ 一部介助 ・ 全介助			

【緊急連絡先】

氏名	電話番号	住所	続柄
	電話 携帯電話		
	電話 携帯電話		
	電話 携帯電話		

【その他連絡事項(バイタルサイン等)】

--

【持ち物】 お金 ・ 保険証 ・ 服用薬(お薬手帳) ・ 靴 ・ 杖等

## 43 高齢者福祉施設などに出動した救急隊 の対応について

消防局救急課

## 高齢者福祉施設などに出動した救急隊の対応について（お知らせ）

### 心肺蘇生を望まない方(DNAR)であっても119番通報があれば

#### 救急隊は心肺蘇生を実施して医療機関に搬送します！

日頃から、救急業務に対して御理解・御協力を頂き、ありがとうございます。千葉県消防局警防部救急課（千葉市内の救急隊を管理・指導する部門）からのお知らせです。

皆様の施設の利用者様の中には、心肺停止状態に陥ったときに心肺蘇生を行わないでほしいという意思（DNAR）を事前に表明されている方もいらっしゃると思います。

しかしながら、医療従事者でない介護職者が、突然の急変に対して、限られた時間の中でDNARを確認し、利用者様の状態に応じた適切な判断を行うことは非常に難しく、最悪の可能性を考えた上で、救急車を要請することもあるかと思われます。

このような場合に備えて、皆様に以下の2点をお願いします。

①利用者様の医療提供に関する情報について、職員間で共有しておいてください。

（例：「夜間は担当者がいないので、わかりません。」などがないようにお願いします。）

②介護サマリーなどの利用者様に関する記録が、必要な時にすぐに取り出せるようにしておいてください。

救急隊は行政機関の一部として、各種法令等に基づいて業務を行っています。そのため、119番通報により心肺停止の方のもとに駆け付けた際は、以下のとおり対応することとなっています。

### 千葉県消防局における心肺停止傷病者への対応

【基本的な考え方】 119番通報があった時点で、傷病者や家族に救命の意思があるものとして、救命のために最善を尽くす。

← 消防法において規定 搬送することが救急隊の業務

救急隊の取りうる選択肢は2つのみ

①明らかに死亡している場合⇒搬送しない。（できない。）

・「心肺蘇生を実施しない、死亡確認や死亡診断のための搬送は、救急業務に該当しない。」総務省消防庁の見解

②明らかに死亡している場合以外⇒最善の処置を実施しながら搬送する。

・客観的に救命の必要がある傷病者に何もしないことは、最悪の場合、刑事責任を問われる可能性がある。

・緊急の現場で、明確な意思の確認は困難

※これらはあくまでも千葉市内における対応であり、市町村により異なります。

つまり、利用者様の心肺蘇生を希望されない意思（DNAR）の有無にかかわらず、必要な状態であれば、処置を実施しながら医療機関に搬送しなければなりません。

救急隊を要請されたことにより、DNARが適切に実行されず、何らかの問題が発生すると、人生の最終段階を安楽に迎えたいという利用者様の意思を尊重した対応ができなくなるだけでなく、家族、介護事業者、医療機関や救急隊・警察をはじめとした行政機関など、多くの方に負担がかかります。

（裏面では、実際にどのような問題が起こりうるのか、事例をもとに解説します。⇒）

## 事例1

利用者が急変したが、詳しいことはよくわからないし、記録を確認する時間もないので、とりあえず119番通報をして救急車を呼んだ。

救急隊：(現場に着いて確認したところ、心臓も呼吸も止まっていたので、心肺蘇生を始めた。)

介護施設：(記録を確認したところ、DNARが見つかったので)「この方は心肺蘇生を望んでいません。病院には連れて行かないでください。」

救急隊：「それはできません。」

介護施設：「では、心肺蘇生をしないで病院に連れて行ってください。」

救急隊：「救急隊は病院に搬送する以上、最善の処置をしなければいけません。」

### 【解説】

①DNARがあっても、その意思が本当に本人のもので、今もその意思は変わらずそのままなのかなどの詳しい事情を、緊迫した救急現場で確認するのは非常に難しく、その間にも本人の容体は急速に悪化していき、救命のチャンスが失われていきます。

②救急隊は生命の危機にある傷病者を確認してしまった以上、最善の処置をしながら医療機関に搬送しなければならないというルールがあります。

⇒この事例では、上記の2点について、家族と介護施設に説明し、病院に搬送しました。

## 事例2

協力病院で継続して診察してもらっていた利用者が居室で意識を失っていることに気づき、看護師が呼ばれた。看護師が確認した時には既に死後硬直がみられたが、かかりつけ医師の指示により病院に搬送することとなり、救急車が呼ばれた。

救急隊：「既に死後硬直が認められ、社会通念上の死亡状態と判断できますので、救急隊が搬送することはできません。」

看護師：「かかりつけ医師の指示があるのに搬送できないのですか。」

### 【解説】

①救急隊は、生命の危機にある傷病者をいち早く医療機関に搬送することが任務で、既に亡くなっていることが明らかな方(社会通念上の死亡状態)を病院に搬送することは救急業務ではないと国が示しています。行政機関の一部である救急隊が、ルールを破って業務外の活動をすることはできません。

②社会通念上の死亡状態にある方を搬送している間に別の救急要請があった場合、本来出動するはずの救急隊より遠くの救急隊が出動しなければならなくなる恐れがあります。

⇒この事例では、上記の2点について、かかりつけ医師と看護師に説明し、病院には搬送せず警察官を要請しました。

119番通報があった時点で、DNARがあったとしても、救命処置・搬送をしなければならない救急業務の現状について御理解いただき、もしもの時には、皆が共通の認識のもと落ちついて対応できるよう、急変時の対応手順などについて、利用者様、利用者様の御家族や医療機関の間でよく話し合い、事前の調整・取決め・準備をしていただきますよう御協力をお願いします。

問合せ先：千葉市消防局警防部救急課  
電話：043-202-1705  
E-mail:kyukyu.FPD@city.chiba.lg.jp

## 44 介護労働安定センター千葉支部事業の ご案内

公益財団法人 介護労働安定センター



# 介護労働安定センター 千葉支部

## 事業案内

介護のプロを  
応援します



ウエルカメ

### 法人理念

介護を未来にわたって支えるため、働きやすい、働きがいのある職場づくりに貢献します

### 介護労働安定センターって？

介護労働安定センターは「介護労働者の雇用管理改善等に関する法律」(介護労働者法)に基づく厚生労働大臣の指定法人として平成4年4月に設立。介護事業所・介護労働者向けに雇用管理改善・能力開発支援など様々な事業を実施している法人です。

### 何をやっているかというところ・・・

#### 相談援助

- 職場環境改善
- 健康確保のお手伝い
- キャリア形成等のお手伝い

#### 講習会・研修 セミナー

- 介護人材の育成
- 出張研修
- 事業主・中間管理職等向けセミナーなど

#### 介護の魅力発信 情報提供

- 介護労働実態調査結果の公表
- 図書・機関紙等の発行
- 介護情報サイトの運営 (care-net.biz)

次に当センターが行っている事業の一部を

チラシとともにご紹介いたします。

# 1 雇用管理改善相談

無料

## 介護分野の専門家による無料相談

この事業は雇用環境を見直し、改善・向上を図ることによって、  
**介護事業の人材確保・職場定着**  
に繋げていくものです

### 令和8年度 介護分野の経験豊富な専門家による 雇用管理改善相談のご案内

相談無料

開業間もない事業所や  
小規模事業所の方は  
是非ご相談下さい！

雇用管理等について  
何かお困りのことは  
ありませんか？

介護事業所の諸問題について、当センターのコンサルタントやヘルスカウンセラー（社会保険労務士・中小企業診断士・臨床心理士・産業カウンセラー等）が介護事業主や管理者の皆様が抱える様々なご相談に各分野の専門家に対応します。

例えばこんなことをご相談いただいております



- ・処遇改善加算、各種助成金を活用したい
- ・職員のスキルアップのために研修体系の構築をしたい



- ・ハラスメント対策について
- ・事業所のメンタルヘルスやコミュニケーションを向上したい



- ・登録ヘルパーやパート職員の雇用契約・就業規則について
- ・労務トラブルについて



- ・ITを活用し効率化と生産性を向上したい
- ・育児・介護休業法による  
短時間勤務制度や介護休暇の導入をしたい

対象者

介護事業所の事業主・管理者等

日時

調整の上ご連絡させていただきます

場所

当センター又はお申込された事業所

回数

1事業所につき原則年度3回までとなり  
ます（1回2時間程度）



お気軽にご相談ください！  
お申込みは裏面の「申込票」を  
ご記入の上、FAXしてください

公益財団法人 介護労働安定センター 千葉支部

〒260-0013 千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビル6階 Tel.043-202-1717

介護労働安定センター千葉支部

検索

<https://www.kaigo-center.or.jp/shibu/chiba/>

職員間の  
コミュニケーション向上や  
ストレス予防についての  
相談、腰痛予防・感染症対策など介  
護職員の健康確保に対する相談も  
多く寄せられています

最近の働き方改革推進の  
動向も踏まえて、事業所の  
雇用管理改善に必要な  
雇用契約や就業規則、  
育児介護休業法に関する  
相談なども増えてきています

【\*令和8年度 チラシデザインは変更になる場合もあります。】

センターでは介護分野に精通した社会保険労務士、キャリアコンサルタントなど  
による無料の相談を行っています。Webでも相談可能です！

# 2 出張研修

無料

事業所内研修や地域の事業所集団型研修にご利用ください

専門家がみなさまの事業所にお伺いします

下記の通り、①～⑩の研修テーマで実施できます！  
Webでも対応可能です！

**無料でできる**  
**令和8年度 出張研修メニュー**

講師が事業所へお伺いします！  
Web研修も可能です  
1法人年度1回まで

介護事業所の安定的な運営には、働きやすい職場づくりが重要であり、そのためには職員間のコミュニケーションの向上や職員自身の心身の健康確保が大切です。介護労働安定センター千葉支部では、当センターのヘルスカウンセラーやコンサルタントが貴事業所へお伺いして、次のテーマによる出張研修を行います。雇用管理改善に繋げる管理者・リーダー研修、事業所内研修や地域の事業所での集団研修にご活用いただけます。この機会にご利用いただき、職場環境の向上にお役立てください。

①～⑩の研修テーマから1つお選びください

① 介護職員のメンタルヘルス 自分できるストレス度チェックやストレス解消法	⑥ 仕事に対する姿勢 仕事への取り組み方・ホウレンソウ
② 職場を明るくするコミュニケーション 心を通わせる会話	⑦ 介護職としての役割とプロ意識 介護職員としての心構え
③ 管理職・リーダーの為の傾聴 職場のコミュニケーションは職員の声を聴くことから	⑧ 利用者様やご家族からの相談への対応 適切な初期対応方法
④ 自分も相手も大切にしたい「自己表現法」 さわやかに自分の気持ちを伝える	⑨ 信頼関係を構築するふれあいの仕方 心の栄養を養う
⑤ 職場で求められるチームワーク 一人ひとりの良さを生かす	⑩ 介護現場の腰痛予防対策 介護者と利用者ともに負担の少ないボディメカニクス

・実施希望日の1ヶ月前までにお申し込みください。 ・受講者10名以上からご利用ください。  
・原則として平日の開催（夕方以降の開催は要相談）で、1回につき1.5時間程度で実施いたします。  
・受講者の方には講習終了後に簡単なアンケートの記入をお願いしております。  
・事業計画を超えるお申し込みがあった場合や、講師との日程の関係で実施できない場合があります。  
・前年度ご利用実績がある法人は、6月1日以降にFAXでお申し込みください。

お申し込みは裏面の「出張研修申込書」にご記入のうえ、FAXでお申し込みください  
公益財団法人 介護労働安定センター 千葉支部  
〒260-0013 千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビル6階 TEL:043-202-1717 FAX:043-202-1833

職員の早期離職防止や定着促進に役立っていると好評をいただいています  
どうぞご利用ください！

出張研修には、ご希望のテーマ別に研修が行える有料研修もあります！

有料

令和8年度 プロ講師を派遣します！  
**出張型研修**  
のご案内

ご希望のテーマ別研修を承ります

Web研修もご相談ください！

研修の受講・支援は、職員の「早期離職防止や定着促進」に効果があります。  
(介護労働安定センター千葉支部)  
事業所内での研修について、当支所の研修チームと専門家がご相談をしながら、企画から実施まで支援いたします。  
テーマは1つでもお申込みいただけますので、お気軽にご連絡ください。

研修を受けてもらいたいけれどシフトに余裕がない...  
なるべく多くの職員に研修を受けてもらいたい！  
随時別の研修を体系的に実施したい

裏面のテーマから、自施設の課題・ニーズに合わせて自由にお選びください！

基本料金 60,000円(税込) / 2時間  
(受講者30名程度まで)



事業所の課題、ニーズに合わせて当センターの研修チームと専門家が相談しながらオーダーメイドで行うことができます

【\* 令和8年度 チラシデザインは変更になる場合もあります。】

# 3 各種セミナー(研修・講習会等)の開催

「魅力ある職場づくり」のため様々な支援を行っています

介護分野での喫緊の課題は介護人材不足であり、当センターも  
「人が集まり、職員が定着する」ために  
様々な介護事業所支援を行っています

令和8年度に  
実施予定の  
動画セミナーです！

(公財) 介護労働安定センター主催  
**Webセミナー**  
(令和8年度速報版)

令和8年3月  
受付開始予定  
詳細はホームページにて  
ご確認ください  
介護労働安定センター 千葉支部

来年度の研修計画策定に  
ぜひお役立てください！

早期お申込みいただくと  
お得です!!

受講料(1名当たり・税込)

	一般	賛助会員	セット名	対象
A	セット価格 11,000円	7,500円	管理者向け4本セット	管理者向け①⑤⑨⑪ (受講料のお振込みを5/15までに完了した方が対象)
B	セット価格 22,000円	15,000円	職員向け8本セット	職員向け②③④⑥⑦⑧⑩⑫ (受講料のお振込みを6/12までに完了した方が対象)
C	セット価格 14,000円	10,000円	法定研修シリーズ5本セット ※当センターの研修は、介護保険法の 基準省令等に準拠した法定研修です。	事業所向け②④⑧⑩⑫ (受講料のお振込みを6/12までに完了した方が対象)
D	各回価格 3,100円	2,200円		①～⑫

配信期間	テーマ(配信時間約90分・初日10時～最終日17時まで24時間視聴可能)	講師
① 2026年 5/15(金) ～5/28(木)	<b>管理職が行うカスタマーハラスメント対策</b> ～そのとき管理職は何をすべきか～	(株) Next Care Consulting 代表取締役社長 柳沼亮一 氏
② 6/12(金) ～6/25(木)	【法定研修】【情報公表対象研修】 <b>感染症の予防、まん延防止(食中毒)とBCP</b> ～感染させないための日々の対策のポイント～	(株) アポロ・サンズHD 看護部部長 木本明忠 氏
③ 7/14(火) ～7/27(月)	【情報公表対象研修】 <b>介護現場の「コンプライアンス」と「倫理」の重要性</b> ～それぞれの原則を理解し、基本を身につけよう～	ツツイグループ 顧問兼コンプライアンス室 室長 松川竜也 氏
④ 8/18(火) ～8/31(月)	【法定研修】【情報公表対象研修】 <b>介護事業所の災害時のBCP</b> ～個々の対応と組織としての対応、対策のポイント～	跡見学園女子大学 観光コミュニケーション学部 まちづくり学科 教授 鍵屋一 氏
⑤ 9/11(金) ～9/24(木)	<b>風通しの良い職場が可能にする組織のリスクマネジメント</b> ～予防と対応とプラスアルファを円滑に進めるために～	(株) エクセレントケアシステム 執行役員 人材開発部部長 柴田竹生 氏
⑥ 9/17(木) ～9/30(水)	【資質向上研修】 <b>介護技術向上研修</b> ～利用者と私たちを守るための移動・移乗～	社会福祉法人エンゼル福祉会 渋谷区かんなみの杜・渋谷 中村和人 氏
⑦ 10/14(水) ～10/27(火)	【情報公表対象研修】 <b>認知症ケアで大切なこと</b> ～認知症を理解し、ケアの質の向上を～	在宅かこと専門けあの相談所 Re-think 代表 田島利子 氏
⑧ 11/12(木) ～11/25(水)	【法定研修】【情報公表対象研修】 <b>虐待の防止の徹底</b> ～未然に防ぎ組織で取り組もう～	社会福祉法人小田原福祉会理事 特別養護老人ホーム 碧生園 施設長 井口健一郎 氏
⑨ 12/11(金) ～12/24(木)	<b>外国人の職員の定着に繋げる職場づくり</b> ～職場内のコミュニケーションによるよりよい介護空間づくり～	小浜介護経営事務所 代表 小浜道博 氏
⑩ 2027年 1/14(木) ～1/27(水)	【法定研修】【情報公表対象研修】 <b>身体拘束の適正化</b> ～ケアで考える、対応と再発防止のポイント～	社会福祉法人みどの風 法人本部副本部長 武蔵とみ子 氏
⑪ 2/12(金) ～2/25(木)	<b>訪問介護事業所の職場定着を進める サービス提供責任者の役割</b>	(株) ケアメイト 代表取締役 板井佑介 氏
⑫ 3/11(木) ～3/24(水)	【法定研修】【情報公表対象研修】 <b>介護事故の防止と発生時の対応</b> ～ヒヤリ・ハットとチーム連携～	(株) Next Care Consulting 代表取締役社長 柳沼亮一 氏

マナー研修や  
介護技術向上のための  
研修など  
職員向けのセミナーも  
開催しています

雇用管理責任者講習・  
事業者支援セミナー・  
処遇改善加算セミナー  
など

雇用管理に役立つ  
セミナーを企画し、  
事業主のみならずが  
魅力ある職場づくりが  
できるよう支援して  
います



セミナー情報・お申込みについてはホームページをご覧ください。  
<https://www.kaigo-center.or.jp/shibu/chiba/>

# 4 ホームページ制作と運営サービスのご案内

## 介護事業所の情報発信ツールとしてご利用ください

介護事業所への支援事業の一環として介護事業者専用のホームページ制作と運営サービスを行っており、すでに全国で1,000事業所以上の皆様にご利用いただいています。

公益財団法人 介護労働安定センター 介護事業者ホームページサービス

### 介護事業所向けのホームページ作成サービスです!!



制作実績 1200件以上  
月2回 無料更新付  
選べるデザインカラー 50種以上

労働安定センターのスタッフが開設から更新までサポートします!

### 月額一括キャンペーン

1年間分の月額をまとめて先払いで 最大 **3ヶ月分無料!**

※1年間分：初期費用+9か月分の月額をまとめて先払いとなります。(公開月+2ヶ月分の月額が無料)  
期間終了後は通常通り月額が発生します。公開12か月目までに解約となった場合でも、残月分の返金はございません。  
キャンペーン期間：2026年3月31日お申込み分まで（各キャンペーンは告知なく終了する場合がございます）

介護分野専門のホームページ制作スタッフによるサポートで、資料や写真を送っていただくだけで簡単にホームページが作成できます。掲載内容の更新もサポートいたします!

提供サービスやスタッフ紹介のページなど充実したページをご提供いたします!

基本ページ内容

- ホーム
- 事業所案内
- サービス内容(※)
- お問い合わせフォーム
- 採用情報
- スタッフ紹介
- プライバシーポリシー
- お問い合わせフォーム
- 公表情報

事業所案内

事業所の概要や営業時間、地図を掲載。電話やお問い合わせ番号も載せられます。

採用情報

事業所の情報が満載のホームページ上に求人掲載することで、夏用のミスマッチ防止に役立ちます。

	賛助会員価格	一般価格
初期設定料(税込)	44,000円~	61,600円~
月額利用料(税込)	6,600円~	7,909円~

ご相談や御見積は無料です。お気軽にお問合せください!!  
TEL 03-5798-3959 FAX 03-5798-3952

公益財団法人 介護労働安定センター 介護事業者ホームページサービス  
ホームページ制作サービス  
http://care-web.biz.jp/service/

忙しい現場でも電話とFAXを利用して簡単にホームページが更新できます!

介護労働安定センターの賛助会員には初期設定料金の割引などの特典があります!

ご利用者様の確保だけでなく求職者に対して事業所の理念や特徴をアピールすることができます!

介護事業所の「見える化」要件は、介護職員等処遇改善加算を取得するために、事業所が加算取得状況や賃金改善以外の取り組みをウェブサイトなどで公表することです。これには、介護サービス情報公表制度やウェブサイトの活用が求められます。

ホームページ検索

介護労働安定センター 千葉支部

検索

<https://www.kaigo-center.or.jp/shibu/chiba/>

ここにご紹介した以外にも . . .

介護関係の

図書・DVDや  
機関誌の発行

介護サービス提供中などに  
起こる事故やケガなど  
不慮の事態に備えた

補償制度の運営

など、介護事業所の皆様に  
様々な支援をおこなっています！

### 【お申し込み方法】

無料相談や研修および各種セミナー等へのお申し込みは  
当センターのホームページから各ご案内チラシをダウンロードして  
FAXでお申し込みください。

介護労働安定センター 千葉支部

検索

URL : <https://www.kaigo-center.or.jp/shibu/chiba/>

公益財団法人 介護労働安定センター 千葉支部

〒260-0013 千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビル6F

TEL:043-202-1717 FAX:043-202-1833

\*\*\*お問い合わせ、ご相談もお気軽にどうぞ\*\*\*



## 45 医療・介護資源情報管理システムについて

在宅医療・介護連携センター

地域の医療・介護を探したいときは…

# 医療・介護 資源情報管理システム

をご利用ください!



携帯・スマートフォンなら  
下のQRコードから  
簡単アクセス



市民のみなさまが**医療機関**や**介護サービス事業所**などを簡単に検索いただけるシステムです。

**1** 地図・住所 から探す **2** 機関名 から探す **3** サービス から探す

掲載情報は住所や電話番号だけじゃない!



医療

在宅医療の可否  
バリアフリー対応 など



介護

ショートステイの空き状況  
職員募集 など

千葉県 けあプロ



URL : <https://carepro-navi.jp/chiba>



保健福祉局健康福祉部在宅医療・介護連携支援センター  
千葉市美浜区幸町1丁目3番9号 千葉市総合保健医療センター4階  
電話：043-305-5021 ファックス：043-305-5079

## 46 津波と高潮の基礎知識について

危機管理課

2つの違いを理解して正しく避難しましょう

# 津波と高潮の基礎知識

## 津波

## 高潮

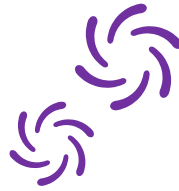


海底でおきる

**地震**

(チリなどの遠地で発生する場合も)

発生  
要因



**台風**

(低気圧)



⚠️ 津波と高潮は発生要因が違います

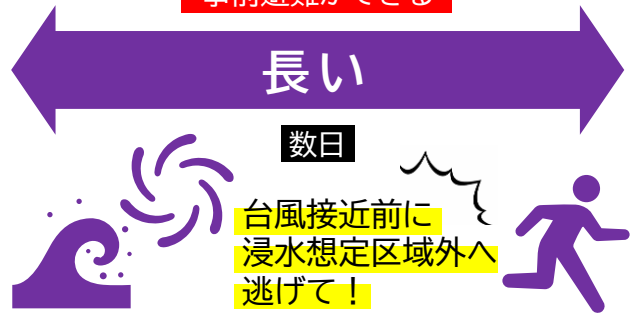


早く！  
なるべく  
高い場所へ  
逃げて！

短い

数分から  
数時間

避難準備の期間



事前避難ができる

長い

数日

台風接近前に  
浸水想定区域外へ  
逃げて！

津波の  
高さ

最大1m



津波注意報



最大3m

津波警報



3mを  
超える場合

大津波警報

高さ

高潮の  
高さ

1.8  
m以上



高潮注意報



3.8  
m以上

高潮警報



海岸付近は  
命の危険があります！

※陸域(陸地や陸上)には  
浸水しない

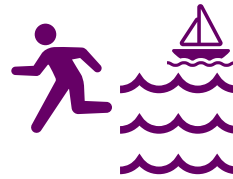
津波注意報



ハザードマップ  
(津波の想定最大規模)  
の浸水想定区域  
から逃げて！

津波警報  
大津波警報

避難対象のエリア



海岸付近は  
命の危険があります！

※陸域(陸地や陸上)には  
浸水しない

高潮注意報



ハザードマップ  
(高潮の想定最大規模)  
の浸水想定区域  
から逃げて！

※高潮の高さにより避難指示の  
エリアが異なる場合があります

高潮警報

海岸付近(防潮ライン)は  
防潮堤(高さ4.3m)などで浸水を防ぎます

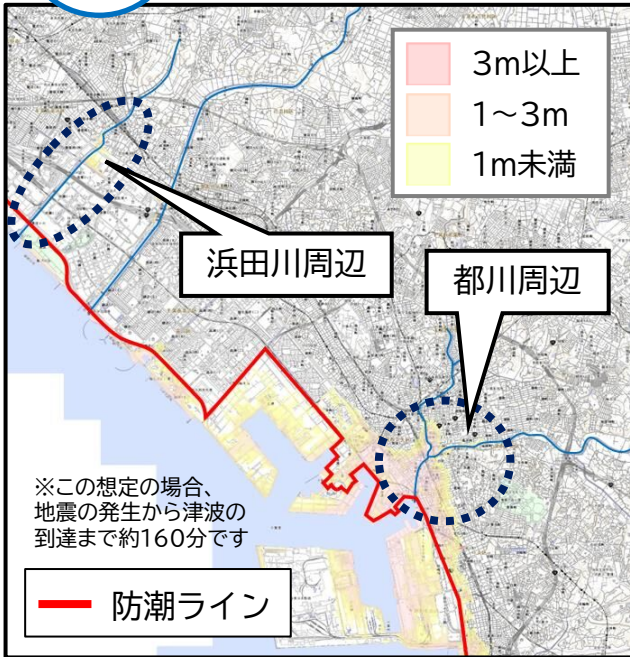
津波

高潮

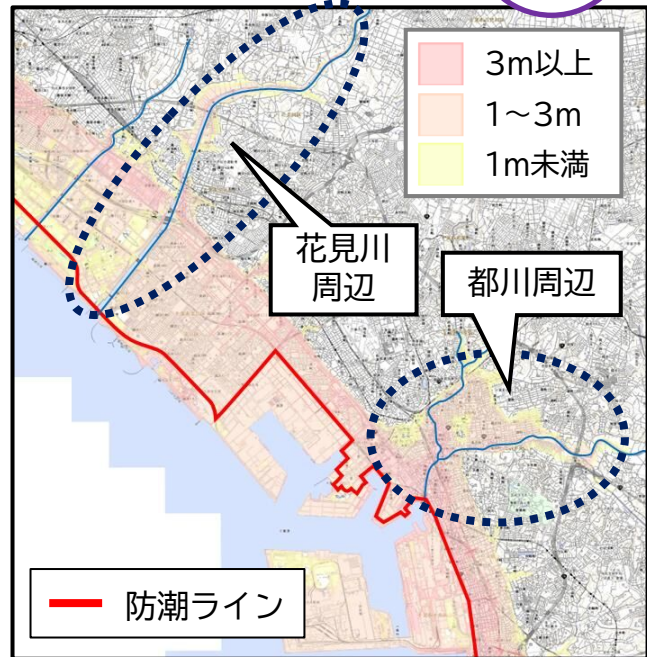
津波の  
浸水想定

浸水深0.5m以上になると避難は難しくなります

高潮の  
浸水想定



浸水想定  
(避難対象エリア)



## 関連情報

ハザードマップ



高潮避難の方針 (令和7年5月公表)



ご自宅等の浸水の深さを知りたい  
場合は「ちば情報マップ」で確認!



## 47 家族介護者(ケアラー)支援について

高齢福祉課

# 家族介護者（ケアラー）支援について

～居宅介護支援事業所、訪問介護事業所等の皆様へ～

高齢者が住み慣れた地域で安心した暮らしを続けていくためには、介護を必要とする高齢者のみならず、家族介護者を含めて社会全体で支えていくことが重要です。家族介護者を「要介護者の家族介護力」として支援するのではなく、家族介護者そのものの「生活・人生の質を維持向上させる」という支援の視点が必要になります。

家族介護者支援について、以下の資料等を参考に、今後のケアプラン作成や介護の実施に当たっていただければと思いますので、ぜひご活用ください。

## 【参考資料等】

### ◆市町村・地域包括支援センターによる家族介護者支援マニュアル ～介護者本人の人生の支援～

⇒家族介護者支援の考え方や、市町村・地域包括支援センターそれぞれの具体的な取組のポイントが掲載されています。

アセスメントシートやチェックリスト、育児・介護休業法に関する相談先などの情報もまとめられています。

URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000307003.pdf>

### ◆労働施策や地域資源等と連携した市町村、地域包括支援センターにおける「家族介護者支援取組ポイント」

⇒家族介護者支援の取組みのポイント、全国各地の地域包括支援センターで行われている家族介護者支援の取組などが掲載されています。

相談の際に活用できる情報整理シートや、家族介護者自身の自己チェックリスト、研修カリキュラムなどの情報も紹介されています。

URL : [https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2021/04/koukai\\_200423\\_8.pdf](https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2021/04/koukai_200423_8.pdf)

### ◆ケアマネジャー研修資料

仕事と介護の両立支援カリキュラム ～カリキュラムの解説、研修教材、研修運営マニュアル～

⇒都道府県・市町村・地域包括支援センター・関係団体等が、主にケアマネジャーを対象に、家族が就労している場合の支援方法やケアマネジメント業務の実践についての研修を行う際の、カリキュラムや教材、研修運営マニュアルなどが掲載されています。

URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/000753940.pdf>

### ◆千葉市ヤングケアラー関連ホームページ

⇒ヤングケアラーに関する千葉市・千葉県の相談窓口や、小中高生向けのパンフレットが掲載されています。

URL : [https://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/kateishien/youngcarer\\_soudan.html](https://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/kateishien/youngcarer_soudan.html)